

埼玉県のマスコット
「コバトン」「さいたまっち」



第3次埼玉県広域緑地計画（案） （令和4年度～令和8年度）

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の構成	5
3 第2次埼玉県広域緑地計画の成果	6
第2章 緑の現状と将来像	9
第1節 本県の緑の現状	10
1 本県の緑の状況	10
2 緑を取り巻く状況の変化	15
3 県民の緑への関心	19
第2節 緑の将来像と方向性	20
1 緑の将来像	20
2 緑の方向性	25
第3章 緑に関する施策展開	35
1 各主体の役割	36
2 基本方針及び施策展開	38
用語解説	47
資料編	51
1 地域別・市町村別緑被地面積	52
2 県民意識調査結果概要	54
3 二つの視点による緑地の分類	67

第1章

計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景と目的

本県には、秩父の山林、武蔵野の面影を残す平地林、平地に広がる田園と屋敷林、荒川や利根川をはじめとした水と緑に彩られた水辺空間など、多様な地形に多彩な緑が数多く残されています。

こうした様々な緑を地域の財産として守り育てていくとともに、暮らしに身近な緑を創出し、豊かな自然環境を形成していくことが、持続可能な埼玉づくりのために重要となっています。

本県は、高度経済成長期における緑地の減少を契機として条例制定等による緑地の保全や緑化の推進に取り組んできましたが、都市部における緑の減少が続いたことから、平成18年(2006年)に「埼玉県広域緑地計画」を策定、その後の見直しや改定を経ながら、今日まで都市部における緑の保全・創出を中心とする施策を展開してきました。

この5年間は「第2次埼玉県広域緑地計画」に基づき、地域制緑地の指定等による緑の保全を進めるとともに、公共施設・民間施設等の緑化を促進するための支援を充実させてきました。こうした取組を、都市緑化の主体である市町村と連携して進めることによって、豊かな生活環境の形成に取り組んできました。

人口減少・少子高齢化や、気候変動の影響による自然災害の頻発化など様々な課題がある中、「日本一暮らしやすい埼玉」を実現するためには、本県に広がる様々な緑の多様な機能を地域の持つ魅力・資源として最大限に生かしていくことが必要です。

こうした状況を踏まえ、埼玉県では、より一層緑の保全・創出・活用の取組を推進していくとともに、埼玉県の緑の方向性を県内市町村と共有することで、互いにより一層緊密に連携しながら、より効果的な緑施策を展開していくことができるよう「第3次埼玉県広域緑地計画」を策定しました。



図 1 県広域緑地計画策定の経緯

(2) 本計画の位置付け

埼玉県広域緑地計画は、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」第6条に基づき策定する、埼玉県の緑の将来像等を示すとともに緑の施策の方針を示すものです。埼玉県環境基本計画の緑に関する部門別の計画としても位置付けられます。

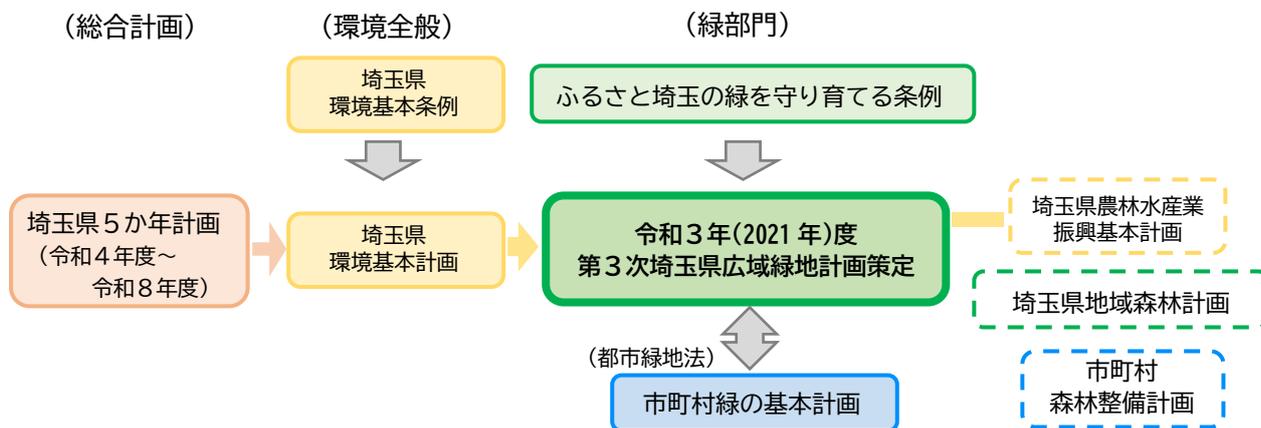


図2 県広域緑地計画の位置付け

(3) 計画の対象と期間

本計画は、減少傾向にある都市部の樹林地等の「身近な緑」を中心に策定しています。主に都市計画区域内の樹林地等で、公共施設や民有施設の緑化された部分などを含むものとします。なお、整備方針等が別に定められている農地等は、本計画の対象外とします。

また、期間は、令和4年度(2022年度)～令和8年度(2026年度)の5年間とします。

2

計画の構成

① 緑の将来像と広域的な視点での緑の方向性を示す（第2章）

本県の緑の現状やこれまでの成果、緑に対する県民の声などを踏まえ、緑の将来像を示します。また、その実現に向けて、広域的な視点、地域別の緑の方向性を示します。

② 身近な緑に関する施策の方針を示す（第3章）

ふるさと埼玉を象徴する緑、貴重な緑を次世代に継承するため、減少傾向にある都市部の樹林地を中心とした保全施策や新たな緑の創出施策など、緑の「保全」、「創出」、「活用」に向けた県の施策の方針を示します。

3

第2次埼玉県広域緑地計画の成果

(1) 「緑を保全する」取組の成果

現在残されている緑を守り、その持続性を担保していくため、保全の必要性が高い緑地について、市町村や土地所有者の理解を得ながら地域制緑地の指定や公有地化を進めてきました。

市町村と連携し、特別緑地保全地区の指定や公有地化、緑のトラスト保全地の取得を実施することで「緑の保全面積*」は増加し、目標を達成しました。



県、所沢市、狭山市が連携して公有地化を図った緑地を含む、大規模な平地林
写真：R1.12 行政フライト

【目標値の達成状況】

	平成 27 年度[策定時]	令和2年度	目標値(令和 3 年度)
緑の保全面積*	531 ha	556.8 ha	557 ha

*特別緑地保全地区の指定、緑のトラスト保全地、公有地化、ふるさとの緑の景観地指定等の合計面積

表1 保全のための地域制緑地等の指定の状況(令和 3 年 4 月 1 日現在) 一覧

種別	主な規制	箇所数	面積 (ha)	主な指定地域	根拠法令等
特別緑地保全地区	許可制	35	56	石戸(北本市)、稻荷山(狭山市)等	都市緑地法
近郊緑地特別保全地区	許可制	1	60	平林寺(新座市)	首都圏近郊 緑地保全法
近郊緑地保全区域	届出制	5	5,232	狭山(所沢市、入間市)等	
ふるさとの緑の景観地	届出制	27	392	所沢市北中、深谷市櫛挽等	ふるさと埼玉の緑を 守り育てる条例
県自然環境保全地域 (特別地区)	許可制	7	151	白砂(秩父市)、尾の内(小鹿野町)等	埼玉県自然 環境保全条例
県自然環境保全地域 (普通地区)	届出制	12	367	滝前(小鹿野町)、多福寺(三芳町)等	
自然公園(特別地域)	許可制	5	17,120	秩父多摩甲斐国立公園 1か所 県立長瀨玉淀自然公園等 4か所	自然公園法
自然公園(普通地域)	届出制	11	107,462	秩父多摩甲斐国立公園 1か所 県立狭山自然公園等 10か所	埼玉県立 自然公園条例
風致地区	許可制	1	284	大宮(さいたま市)	都市計画法
緑のトラスト保全地	-	14	74	見沼田圃周辺斜面林(さいたま市)等	さいたま緑の トラスト基金条例

※面積は、小数点第1位を四捨五入

(2) 「緑を創出する」取組の成果

新たな緑を創り出すため、公共施設等の身近な場所の緑化を実施するとともに、一定規模以上の建築等に対し緑化計画の届出を義務付ける「緑化計画届出制度」の運用を進めてきました。優良事例については「優良緑化計画」として認定し、その中で特に優れたものを表彰しました。

校庭・園庭の芝生化の促進及び維持管理への助言や、市町村や民間事業者が行う緑化事業に対する支援のほか、緑化計画届出制度の改正により目に見える緑の創出を促進するなど、市町村や民間企業等の協力を得ながら、緑の創出を進めてきました。こうした取組により目標を達成しました。

【目標値の達成状況】

	平成29年度～令和2年度	目標値(平成29年度～令和3年度)
緑の創出面積*	288.9 ha	250 ha

*県や市町村の条例に基づく「緑化計画届出制度」、民間施設緑化や校庭芝生化などによる緑化面積の合計面積



第12回彩の国みどりの最優秀プラン賞
コンフォール松原



園庭の芝生化の例

3) 「緑を活用する」取組の成果

森林や身近な緑について、県民の関心を高め、理解を深め、県民共有の財産として社会全体で支えていくため、緑の保全・創出・活用に関する活動への支援を実施してきました。緑の活動を実施したり、緑に関心を持ったりしている県民・企業・団体が参加する彩の国みどりのサポーターズクラブを通じて、人材育成や交流促進を図りました。

また、緑に関する情報を一元化したポータルサイトの開設等、緑の担い手を支援する新たな取組を開始しました。

特に「埼玉みどりのポータルサイト」は、緑地やイベント情報、団体の活動紹介などみどりの情報を一元化したもので、団体等の情報発信の場としても活用できます。

こうした取組の推進により、緑に関する活動の裾野が広がり、目標を達成しました。



埼玉みどりのポータルサイト

【目標値の達成状況】

	平成 27 年度[策定時]	令和2年度	目標値(令和 3 年度)
彩の国みどりのサポーターズクラブ入会団体数 *	233 団体	570 団体	310 団体

*埼玉県内で植樹活動等に取り組んでいる企業・団体等

— 彩の国みどりの基金 —

県では、平成 20 年度に森林の整備・保全、身近な緑の保全・創出、県民運動の展開を目的として「彩の国みどりの基金」を創設しました。

令和 2 年度(2020 年度)は、県民や企業などからの寄附を含め約 13 億円の積立てを行い、これを財源として 18 事業を実施しました。

平成 20 年度(2008 年度)から令和 2 年度(2020 年度)までの活用額の内訳は、「森林の整備・保全」の分野で約 6 割、「身近な緑の保全・創出」の分野で約 3 割、「県民運動の展開」の分野で約 1 割となっています。

令和 2 年度(2020 年度)までの 13 年間の主な事業成果としては、水源地域の森林の針広混交林化や平地林の整備、森林の循環利用の促進、獣害対策などによる「森林の整備・保全」の分野で 13,324ha の森林を整備、再生したほか、民間施設や公共施設の緑化、校庭・園庭の芝生化などによる「身近な緑の保全・創出」の分野で 558 か所の緑を創出しました。また、緑の保全・創出等に取り組む活動を県民運動として展開するため、のべ 756 団体に支援を行いました。

第2章

緑の現状と将来像

第1節

埼玉県の緑の現状

1 埼玉県の緑の状況

(1) 広域的にみる埼玉県の緑

埼玉県は、関東平野の中央に位置する内陸県で、東京都、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、長野県、山梨県の1都6県に囲まれています。

県土の広さは、東西方向が三郷市から秩父市に至る約103 km、南北方向が新座市から上里町に至る約52 kmとなっており、県土面積は平成27年国勢調査によると3,797.75 km²となっています。県内は一級河川利根川、荒川の流域に属しており、その地形は西が関東山地、関東平野中央が丘陵地・台地、東が低地となっています。

首都圏においても重要な自然環境を抱えており、首都圏の自然環境の在り方等を示した「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」(国土交通省 平成16年)では、狭山丘陵、三富新田、荒川・江川、見沼田圃・安行が、首都圏における保全すべき自然環境とされています。



図3 埼玉県の位置

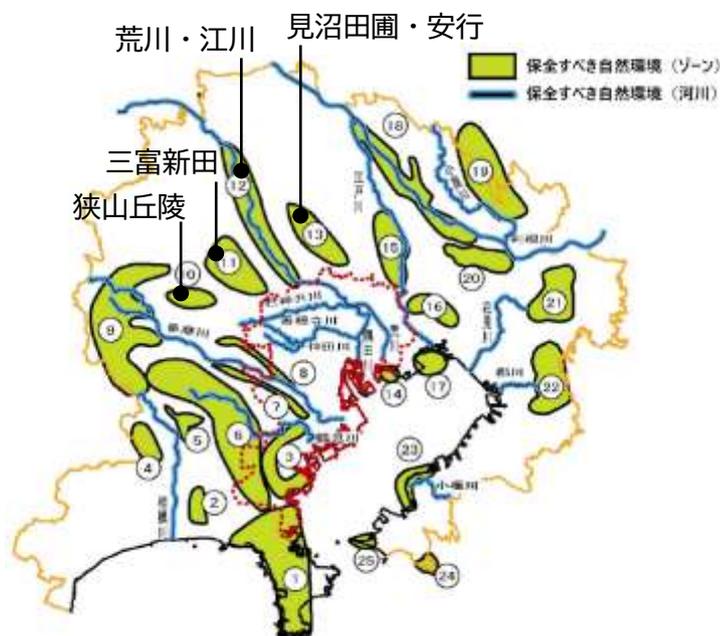


図4 首都圏の都市環境インフラのグランドデザインが示す「保全すべき自然環境」
*「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」(国土交通省 平成16年)に加筆

(2) 県内の緑の分布

① 緑被率、緑の種別から見た緑の分布の状況

県全体の緑被率（県土面積における緑が占める割合）は 66.8%です*。秩父地域が最も高く 89%、南部地域が最も低く 15%です。県の緑被のうち約3割を秩父地域が占めており、一方、県南ゾーンは約1割となっています。

南北方向に連たんする鉄道沿線の市街地において、緑被率が低くなっています。市街地の外側には、南北方向の緑被率の高いエリアが広がっています。

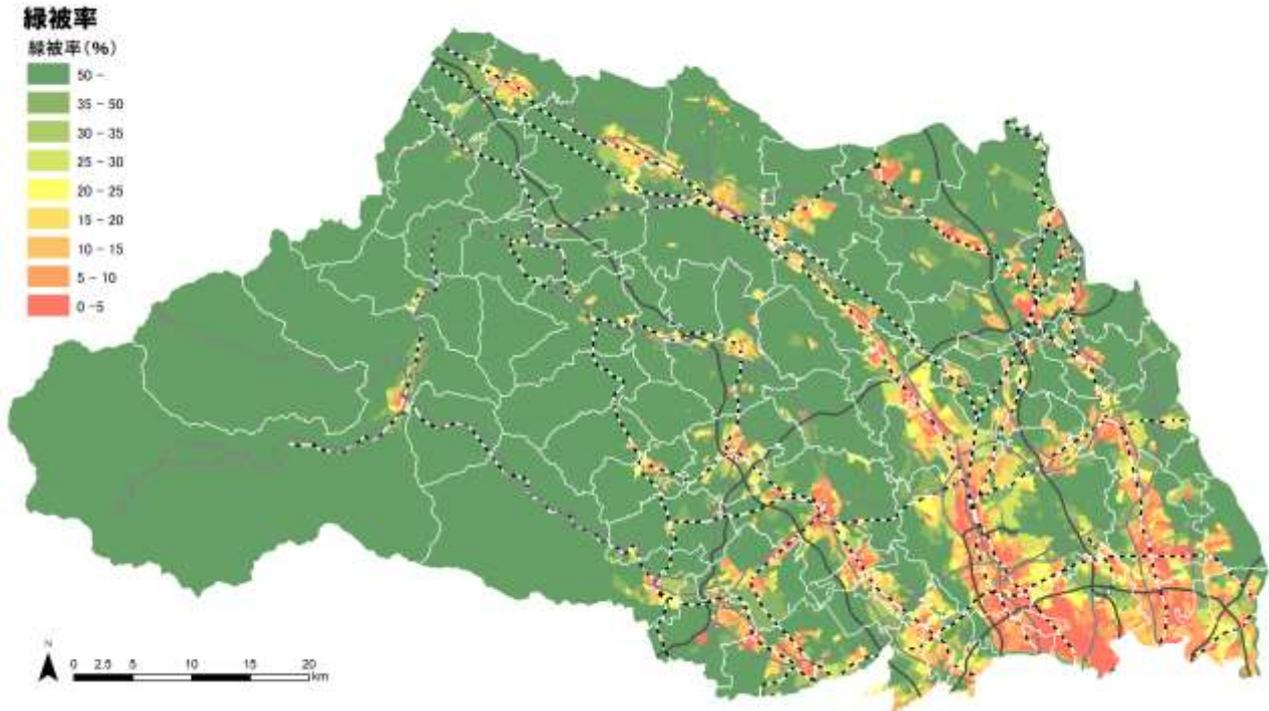


図5 町丁目別の緑被率

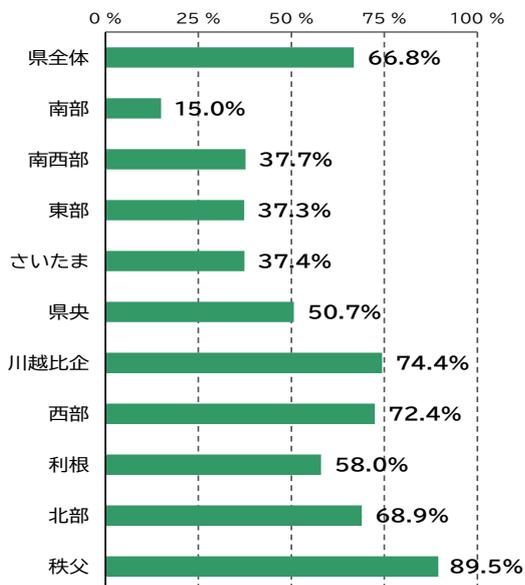


図6 地域別緑被率

緑の種別でみると、山地、丘陵地では田畑以外の緑被が多く、平地では田畑の割合が高くなっています。*令和元年(2019年)観測衛星写真と平成27年(2015年)都市計画基礎調査を基に測定



図7 緑被分布

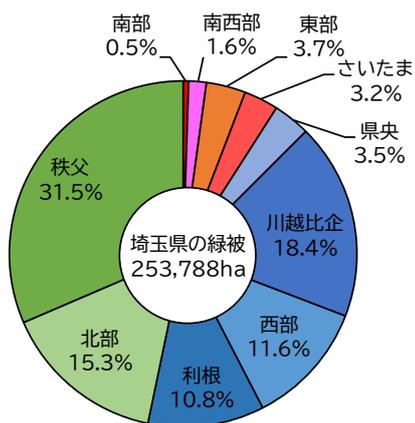


図8 県の緑被に対する地域別の割合

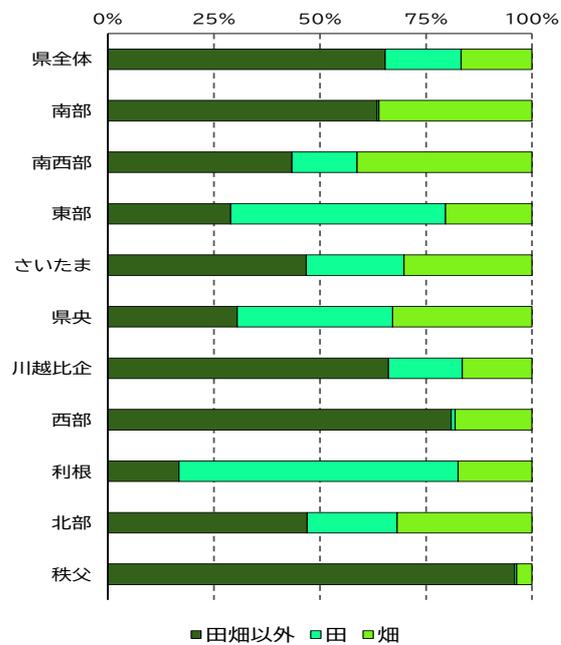
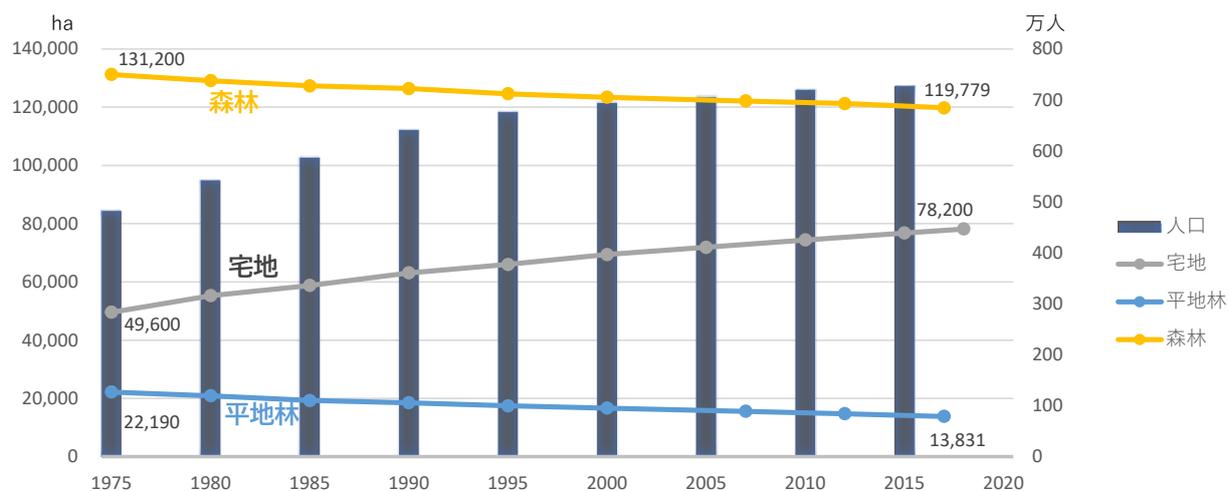


図9 地域別の緑被分布の状況

昭和 50 年(1975 年)以降、約 45 年の間に、県内の人口は 482 万人から 735 万人へと大幅に増加し、宅地も同様に拡大を続けてきました。一方、県内の森林・平地林面積は減少を続けています。



※平地林面積は、森林面積の内数

図 10 埼玉県の森林・宅地・平地林面積、人口の推移

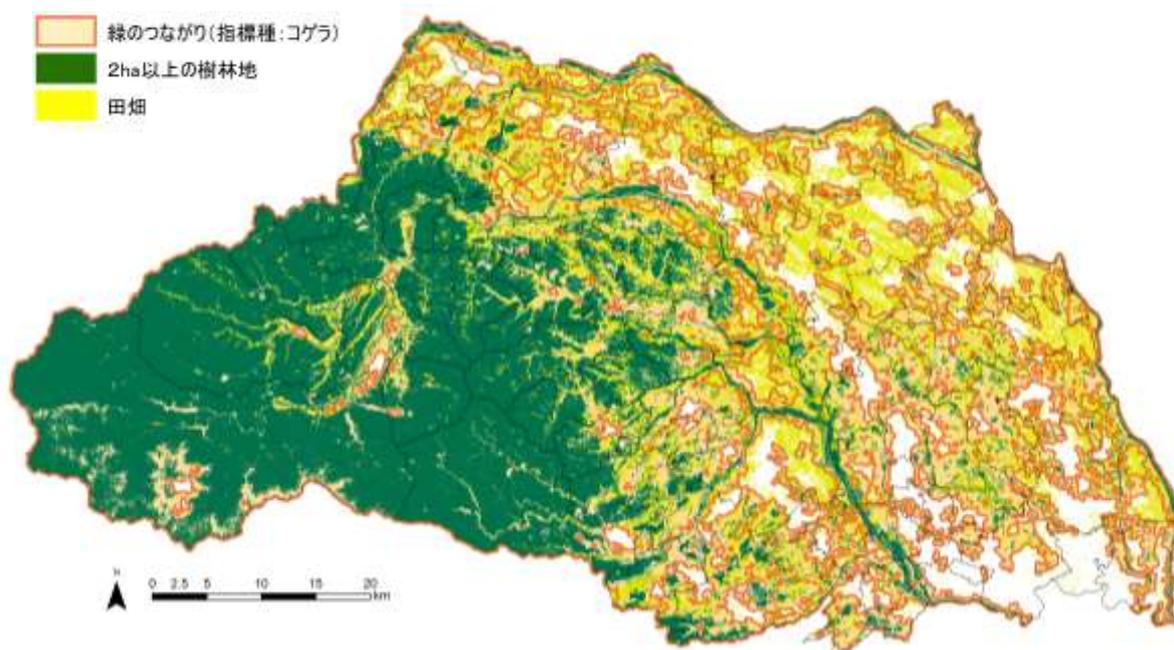
② 緑のつながりの状況

広域的な視点から緑のつながりについて、既往知見から都市域でも郊外域でも生息が可能な「コゲラ」を指標種として分析しました。

山地では大規模な山林が形成されています。丘陵地ではまとまりある樹林が分布しており、樹林によるつながりが続かない箇所では、田畑がその隙間を埋めるように分布しています。

一方、台地・低地では、河川や平地林等が緑の拠点として点在していますが、つながりが途切れている場所も散見されます。市街地では、樹林からの緑のつながりが、鉄道や市街地によって途切れています。こうした樹林によるつながりが途切れる場所では、田畑が分布している場合もありますが、つながりを補完する緑被地が不足している場所も散見されます。

特に、南北に続く鉄道沿いで、緑が不足しており、東西方向の緑のつながりを欠いていることが分かります。比較的高密な市街地では、鉄道や道路沿いに限らず、面的に緑が不足しています。



コゲラは、2 ha 以上の樹林地を営巣拠点（コア）とし、その周辺 500m の 0.2ha 以上の樹林地を採餌等に利用し、そこからさらに 250m の範囲内を移動するとされています。コゲラが営巣、利用、移動する緑地のつながりを可視化しました。

図 11 コゲラを指標種とした緑のつながりの状況



コゲラ

2 緑を取り巻く状況の変化

(1) 人口構造の変化

埼玉県は、昭和35年(1960年)から平成12年(2000年)にかけて急増し、その後の緩やかな増加を経て、令和3年(2021年)9月現在、約735万人(県推計)となっています。平成27年(2015年)には高齢化人口が179万人、高齢化率24.8%に達し、超高齢社会となりました。一方、生産年齢人口は平成12年(2000年)の501万人から減少に転じています。

将来、2040年の生産年齢人口は、ピーク時の平成12年(2000年)の501万人から380万人へと24%減少すると推計されています。また、平成27年(2015年)から2025年にかけて、埼玉県の高齢者は約21万人増加し、高齢化率は27%に上昇すると見込まれています。

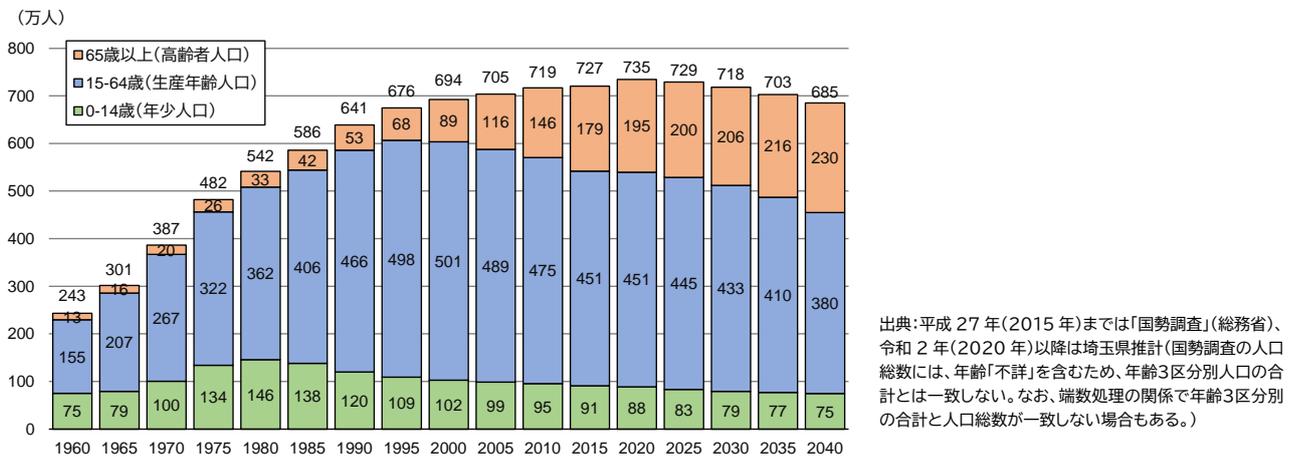


図12 埼玉県の人口の推移(年齢3区分別)

地域別にみると、ほとんどの地域で人口が減少するものの、鉄道沿線の市街地では減少率が緩やかです。また東京都に近接する南部、南西部、東部、さいたま地域等の一部では、現在よりも人口が増加する場所もあります。

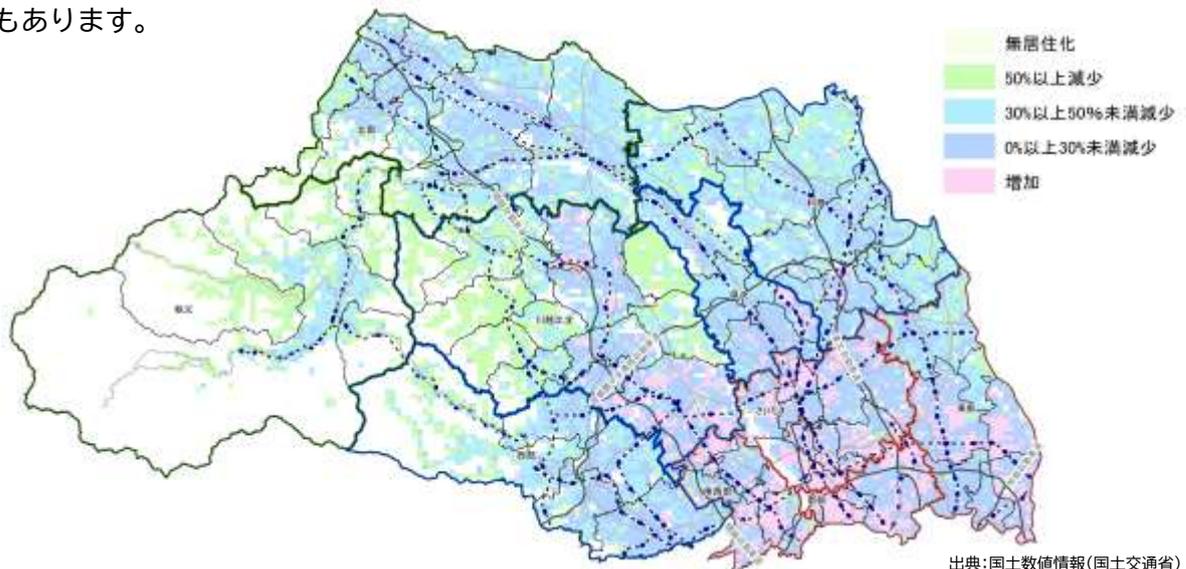


図13 2015年から2050年の人口増減予測(500mメッシュ)

(2) 社会情勢の変化

① SDGsの推進

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標のことです。経済、社会、環境のバランスの取れた世界を目指しており、その関係性を示すSDGsウェディングケーキモデルでは、経済と社会は、その基盤となる環境によって支えられて成り立つという考え方を示しています。環境に関する目標は、「目標13 気候変動に具体的な対策を」、「目標15 陸の豊かさを守ろう」等、緑と関連が深く、緑の施策はSDGsの推進の根幹をなしているものとも言えます。また、緑の取組を広げる上で、4（教育）、11（まちづくり）、17（実施手段）も重要です。

本県においても埼玉版SDGsを推進する中で、「埼玉の豊かな水と緑を守り育む」を重点テーマの一つに定めています。また、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として埼玉県が「SDGs未来都市」に選定されました。埼玉版SDGsが県民の方々や企業・団体等の皆様に広く普及するよう作成したロゴマークは、県の豊かな水と緑を表現しています。



図14 SDGsの目標4、11、13、15、17

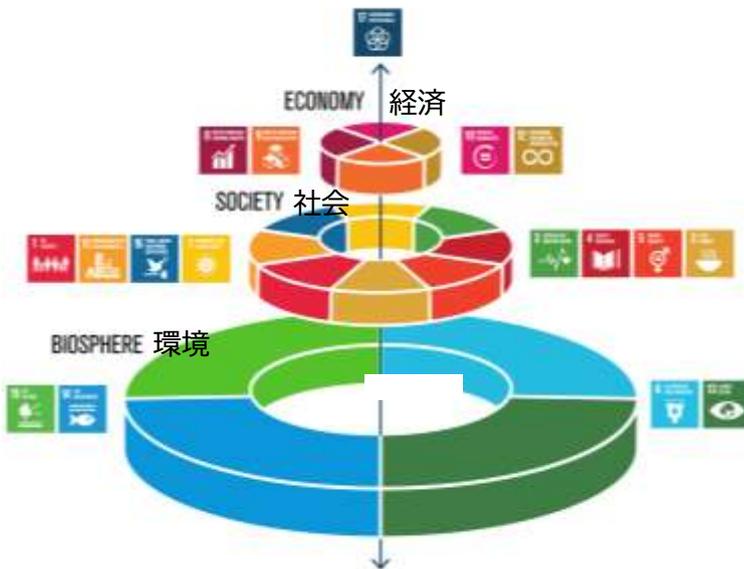


図15 SDGs ウェディングケーキモデル

ストックホルム・レジリエンス・センター作成の図面を基に日本語訳を加筆



図16 埼玉版SDGsロゴマーク

② 地球温暖化対策

令和3年(2021年)、国は地球温暖化対策の推進に関する法律を一部改正し、2050年までの脱炭素社会の実現を旨とする基本理念を明記しました。また、今世紀後半に温室効果ガス排出実質ゼロを目指す「パリ協定」が令和3年(2021年)から実施段階に入るなど、地球温暖化対策は大きな節目を迎えています。

本県では、令和2年（2020年）3月に、令和12年度（2030年度）までを計画期間とする「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）」を策定し、地球温暖化対策を総合的に進めています。緑はCO₂の吸収・貯蓄や蒸散作用による冷却効果に大きな役割を果たしており、その重要性が更に高まっていることから、緑の保全や創出の取組が、計画においてCO₂の吸収源対策及びヒートアイランド対策の一つとして位置付けられています。

③ 生物多様性の保全

2010年愛知県で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において、生物多様性の損失を止めるため、2050年までに人と自然が共生する社会を目指し、2020年までに行動する愛知目標（20項目）が採択されました。しかしながら、国連の報告書「地球規模生物多様性概況（第5版）」によると、20項目のうち完全に達成できたものではありませんでした。今後は、2021年及び2022年と2部構成で開催される生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で愛知目標の検証と2030年までの行動目標の検討が行われます。

生物多様性を保全し、自然と共生する社会を実現するためには、生物の生息・生育環境である自然を保全することが必要です。多様な自然環境を抱える埼玉県においては、それぞれの場所の緑が生物の生息・生育空間として期待されています。山地等では、原生林や人工林が生物の生息空間となっています。農耕を基盤としてきた本県では野生動植物の多くが、里地里山的な環境に生息・生育しており、丘陵地・低地の田園や屋敷林等が重要な環境となっています。

「埼玉の豊かな水とみどりを守り育む」を埼玉版SDGsの重点テーマの一つとし、SDGs未来都市としての取組に生物多様性の保全も位置付けています。

④ グリーンインフラの活用

グリーンインフラとは、「社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組」（国土交通省「グリーンインフラ推進戦略」による定義）であり、近年、国をはじめとする様々な政策に位置付けられています。

グリーンインフラは、生物の生息・生育の場の提供、雨水の貯留・浸透による防災・減災、水質浄化、水源かん養、植物の蒸発散機能を通じた気温上昇の抑制、良好な景観形成、農作物の生産、土壌の創出・保全など、機能の多様性が特徴の一つです。

特に、令和3年（2021年）の流域治水関連法改正では、「流域治水」の実効性を高める対策として、貯留浸透に資する都市部の緑地を保全し、水害の被害を軽減するグリーンインフラとして活用するため、特別緑地保全地区の指定対象に「雨水貯留浸透地帯」が追加されました。

また、政府の「SDGsアクションプラン2020」では、中核の一つである「SDGsを原動力とした地方創生、強靱かつ環境に優しい魅力的なまちづくり」の施策の一つとして、「グリーンインフラの推進」が位置付けられました。

そして、市街地を含めた都市全体における緑のあり方や、グリーンインフラとしての位置付けの中で、緑地としての保全・活用を考える必要があります。

⑤ 新しい生活様式への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、「3つの密」（密閉・密集・密接）を回避することが求められ、在宅勤務やオンライン会議などが増加しました。自宅近くで過ごす時間が増え、ストレス緩

和や運動不足解消のため、公園など暮らしに身近な緑の価値が再評価されるなど、人々の生活様式や価値観を大きく変えることとなりました。生活様式の変化に対応し、身近な緑を人々の健康づくりや幸福度の向上につなげることが重要であり、市街地におけるゆとり空間として緑地や水辺などの自然に触れる機会が確保された、誰もが五感で心地よさを感じられる魅力あるまちづくりを進める必要があります。

⑥ 関連法制度の改正等

近年、緑施策における生物多様性への一層の配慮や民間企業等との連携の促進、都市における農的環境の確保、森林整備の促進等に関する制度等が創設されました。

■生物多様性への配慮

- ・生物多様性の確保には、緑の基本計画に生物多様性に関する方針と施策を位置付けることが有効であるとされ、国土交通省によって、平成 28 年（2016 年）に都市の生物多様性を図る指標が、平成 30 年（2018 年）に「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」が作成されました。

■民間企業等との連携の促進

- ・平成 29 年（2017 年）、都市緑地法改正により市民緑地認定制度が、都市公園法改正により Park-PFI 制度が創設されました。これらは、民間企業等が創出する公開性のある緑地への支援や、都市公園の活用に向けた民間事業者の施設設置など、民間企業等との一層の連携を促進するものとなっています。
- ・また、グリーンインフラの取組を支援するため、国土交通省によるグリーンインフラ活用型都市構築支援事業が令和 2 年度（2020 年度）に創設されました。地方公共団体だけでなく民間主体の取組も一体的に支援するものであり、先進的な官民連携の取組に対する支援実績が見られます。

■都市農地の保全

- ・都市農業振興基本法によって都市農地の位置付けが「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと大きく転換され、平成 29 年（2017 年）の都市緑地法改正により、緑地の定義に「農地」を含めることとなりました。さらに、平成 30 年（2018 年）の同法改正により、市町村が定めることができる緑の基本計画の記載事項にも都市農地の保全に関する内容が追加されました。

■森林整備の促進

- ・森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保するため、平成 31 年（2019 年）に、森林環境税・森林環境譲与税制度が創設されました。森林環境譲与税は、市町村においては森林の整備、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他森林の整備の促進に関する施策に、また県においては市町村が実施する施策の円滑な実施に資する支援に充てることができます。

3

県民の緑への関心

県民の緑に対する意識を把握するため、「県民意識調査」を実施しました。

調査の概要

- ・調査方法：Web 上で調査票に回答する Web アンケート形式
- ・調査対象：埼玉県内に居住する 20 歳以上
- ・調査時期：令和元年(2019 年) 9 月

県民の約 5 割が「家の周りが緑に恵まれている」と感じており、地域別にみると南部と東部が約 40% で最も低く、他の地域は 5 割を上回っています。

「緑に恵まれている」「緑に恵まれていない」と感じる理由として「目に見える緑の多寡」「大きな緑の空間の有無」「様々な場所における緑の有無」が多く挙がっています。

「触れたり、遊んだりできる緑の空間」については、「恵まれていない」と感じる理由に多く挙がっている一方、「恵まれている」の理由にはあまり挙がっておらず、この分野に対する取組を進めていく必要があります。



図 17 緑に対する満足度(地域別)(n=4,039)

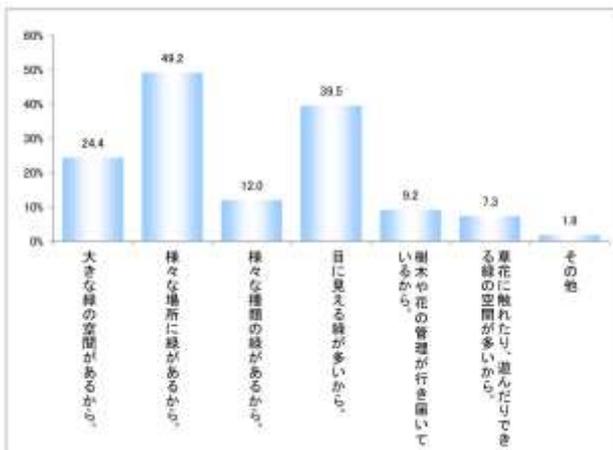


図 18 緑が恵まれている、やや恵まれていると感じる理由(n=2,119)

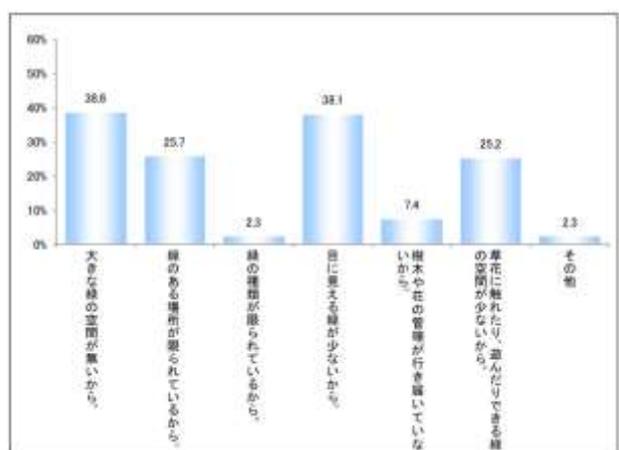


図 19 緑に恵まれていない、あまり恵まれていないと感じる理由(n=785)

緑の種類別に、「心地よいと感じる」「保全創出が重要と思う」の回答の相関をみると、いずれの緑の種類も、保全・創出が重要と考えられています。緑の種類の中でも、特に心地よいと感じており、かつ保全・創出を重要と考えている緑は、「公園」や「街路樹」などであり、県民の日常の暮らしに身近な緑が挙げられました。

「埼玉らしい緑」は、山地や河川、田圃の緑があがる一方、市街地や都市近郊の緑（丘陵の緑、屋敷林、平地林等）は相対的に低くなっています。

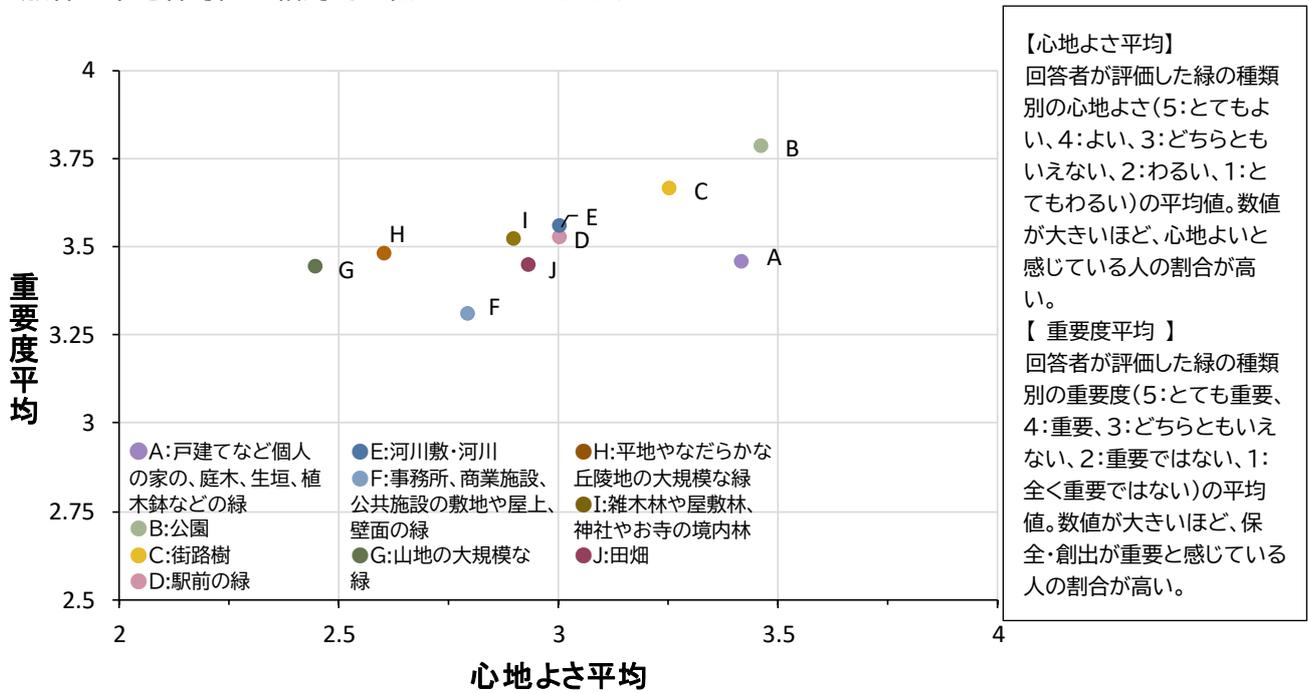


図 20 心地よいと感じる緑、保全・創出が重要と思う緑の散布図

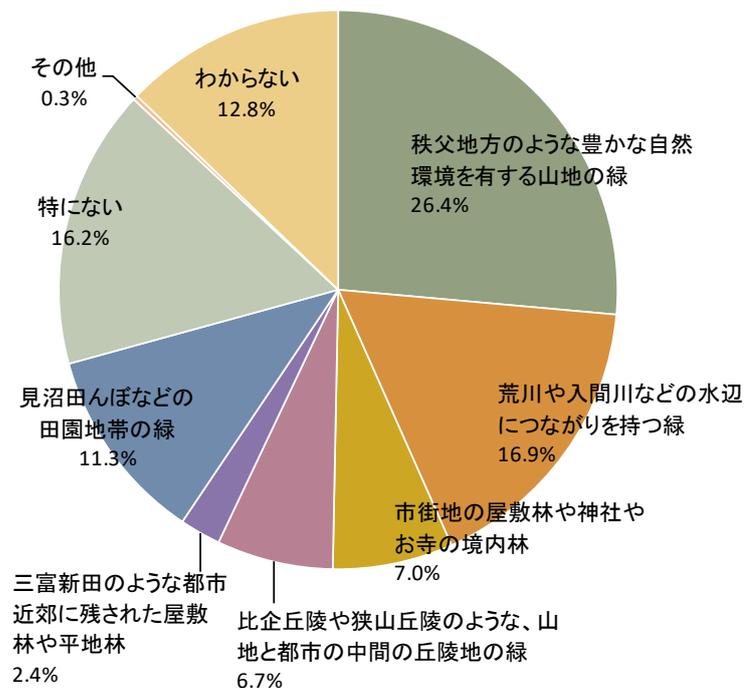


図 21 「埼玉らしい」と感じる緑(%) (n=4,039)

第2節

緑の将来像と方向性

1 緑の将来像

埼玉の緑の現状や緑に対する県民の声を踏まえ、今後も、埼玉の緑を守り育て、将来にわたって県民が緑の恩恵を享受できるようにしていくことが必要です。前節「緑を取り巻く状況の変化」に対応し、持続可能な社会を実現するには、生物多様性の保全や地球温暖化対策の視点から自然環境との調和は不可欠です。また、安全・安心の確保、健康・福祉の向上といった多様な機能を有する緑地は、人口減少社会において、緑に求められる役割がより一層強くなると考えられます。

緑施策の展開は、経済と社会を支える「環境」をより良くしていくものであり、本県におけるSDGsの推進にあたって重要な役割を担います。緑を守り育て活かすことを通じて、あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる「日本一暮らしやすい埼玉」の実現につなげていきます。

以上から、ここでは21世紀半ばを展望した埼玉における緑の将来像を「多様で豊かな緑と共生する『埼玉』」としました。この緑の将来像を共通の羅針盤として、長期的な視点で着実に緑を守り育てていきます。

緑の将来像「多様で豊かな緑と共生する『埼玉』」



守り育て活かされている豊かな緑

緑の将来像の実現に向けて

前頁で示した「緑の将来像」実現に向けて、次の3点を踏まえて取り組みます。

① 緑の「環境」、「社会」、「経済」面の価値向上と可視化

都市における緑は、景観、ヒートアイランド現象の緩和、ふれあい空間としての機能が着目されてきました。近年は、価値観やニーズが多様化しており、地域課題や社会的ニーズにより具体的に対応し、緑が有する多様な機能を発揮させることが重要となっています。

SDGsの理念に沿い、経済・社会の諸課題の解決に向けて統合的に取り組むことが、県民の生活の質や地域の価値を高めることにつながります。

表2 緑が発揮すべき主な機能

		緑の主な機能
環 境	自然と共生する 社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> 野生生物の生息拠点の保全と生物多様性の確保 野生生物の移動経路や隠れ家となる樹林地の保全（エコロジカルネットワークの形成） 自然とのふれあい、環境教育の場の実現 等
	都市環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> ヒートアイランド現象の緩和 温室効果ガスの固定吸着 水質の浄化 等
社 会	安全・安心の確保	<ul style="list-style-type: none"> 雨水の浸透・貯留による水害の軽減 水源かん養機能の維持、土砂災害の軽減・防止 大気汚染などの影響、ヒートアイランド現象の緩和 地震火災の発生時の延焼遮断、避難地・経路の確保 等
	健康・福祉の向上	<ul style="list-style-type: none"> 散歩、健康増進、介護予防等の場の提供 子供の遊び場、子育ての場の提供 緑とのふれあいによるストレスの軽減 等
	地域コミュニティ の醸成	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動（お祭り、イベント等）の場の提供 地域の緑への愛着の醸成 保全活動や体験活動を通じた交流の促進 等
経 済	良好な景観の形成による都市の 魅力向上	<ul style="list-style-type: none"> 広域的自然景観の軸となる山並みの保全 地域に即した景観・歴史的風土を持つ里地里山景観の維持 周辺地からの良好な眺望の確保 建築物等の緑化による潤いある街並み・都市景観の形成 等
	経済・活力の 創出・維持	<ul style="list-style-type: none"> 快適な都市環境の形成による競争力の向上 都市農業の振興 観光資源としての活用、エコツーリズムの振興 等

参考：国土交通省 国土技術政策総合研究所資料『これからの社会を支える都市緑地計画の展望
人口減少や都市の縮退等に対応した緑の基本計画の方法論に関する研究報告書（平成28年6月）』

緑地の保全を図る上で緑地の持つ価値を把握するため、令和元年時点の緑被データを用いて、面積5ha以上の緑地（田畑を除く）を対象に、「緑の寄与度（緑地の有する機能が発揮されているか）」と、「緑の変化度（市街化区域内や周辺地域の開発圧力など緑地消失の要素があるか）」の2つの視点から分析

しました。

分析に当たり、緑が有する機能として、広域的な観点から、①自然環境の保全、②防災・環境負荷の軽減、③交流や自然とのふれあい、④景観形成の4つの評価項目を設定し、分類・整理しました。

今後は、整理結果を共有し、市町村の意向を尊重しながら連携し、緑地の保全を促進していきます。(詳細は巻末資料参照。対象となる緑地は25,852箇所、146,381ha。)

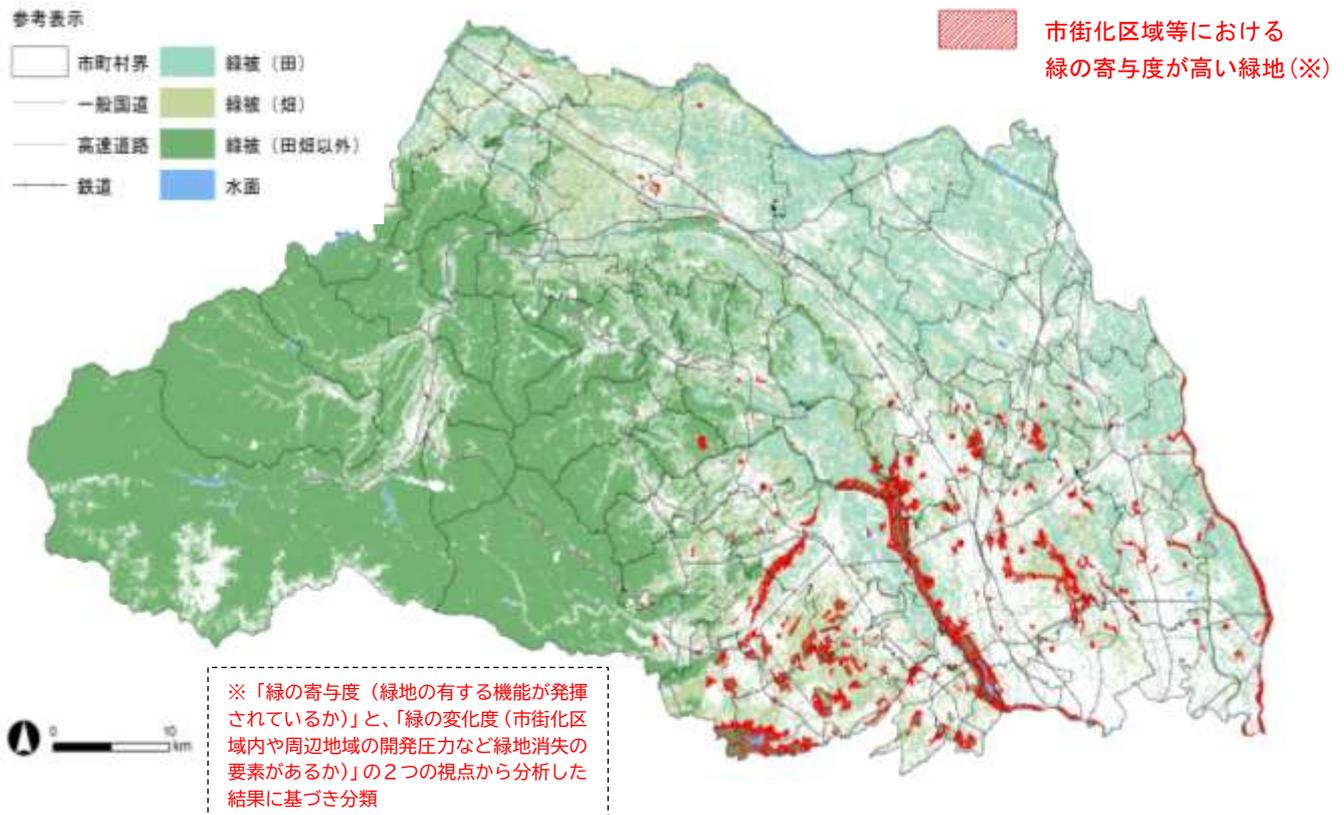


図22 市街化区域等における緑の寄与度が高い緑地の分布

② 市町村や多様な主体との連携・協働

埼玉県は、山地から平地まで様々な地形を抱え、土地利用等も地域ごとに様々であることから、市町村が抱える緑の課題を県も共有し、相互に知恵や工夫を出し合いながら取組の質を高めていく必要があります。また、生物は市町村の境界を超えて移動することから、広域的な視点で県土の緑を捉えながら施策を展開する必要があります。

本計画策定に先立ち市町村へのアンケート及びヒアリングを実施し、市町村域をまたぐ緑の保全・活用における市町村の考え方の相違や、緑の活動を担う市民や企業等の活動における後継者不足等が共通の課題であることが確認されたことから、県と市町村、さらには住民や企業等との連携・協働が重要となります。

以上から、緑の取組を強力に推進していく上で欠かせない市町村との意見交換・相互協力等を進め、より一層の連携を図るとともに、緑の将来像実現という共通目標に向け、埼玉版SDGsを推進し、多様な主体が協働して取り組みます。

③ 身近な緑の活用

前節「緑を取り巻く状況の変化」のとおり、コロナ禍を契機に、暮らしに近い場所で自然を感じることのできる公園や緑地の重要性が再認識されるようになりました。また、心地よいと感じ、また保全・創出が重要であるとする緑は、県民の日常の暮らしに身近な緑が多く挙げられました（令和元年度(2019年度)実施「県民意識調査」による。）。

緑が人々にとって空間的に近いところに存在するだけでなく、暮らしの中で活用できるなど、心理的にもより身近なものとなるよう、身近な緑の施策を充実させていく必要があります。

そこで次の項目では、緑の将来像の実現に向けて、広域的な視点から緑を捉えるとともに、県と市町村が緑地の機能評価を踏まえ、その価値を共有した上で多様な主体との連携により、緑の保全・創出・活用を図るため、

- ・ 広域的な視点での緑の方向性
- ・ 地域別の緑の方向性

を示します。

2 埼玉県の緑の方向性

(1) 広域的な視点での緑の方向性

① 緑のネットワークの形成

広域的な緑の状況を踏まえ、緑地の保全と市街地における緑の創出に一層取り組む必要があります。

市街地においては、緑を創出できる余地が少ないからこそ、限られた空間を有効に活用した緑化や、生物の移動等に配慮した樹種の選定、継続的な維持管理への配慮が必要です。また、本県における様々な緑を、**多様な機能の発揮を通じて地域づくりにおけるグリーンインフラとして積極的に活用する必要があります。**生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）もその一つです。これは、緑を含む生態系を維持することで、地域に自然の豊かな恵みを供給するとともに、防災・減災対策にもつなげていくアプローチです。

こうした緑の多様な機能を十分に発揮するためには、様々な緑を保全・創出・活用する取組の連携により、緑のネットワークを形成することが重要です。

以下では、市街地に加え丘陵地や台地なども含めた県土全体から、広域的な緑の方向性として多様で豊かな緑が織り成すネットワーク形成の考え方を示します。

1 「緑の核（コア）」をいかす

森林に覆われた秩父山地や本県を貫流する荒川などは、首都圏や埼玉県の地形を形成し、埼玉の重要な緑の核となっています。こうした広大な緑及び水面が、丘陵地や台地、田園などの拠点や、河川・水路、大規模公園、大規模な樹林地などつながり、広範囲に緑が連続することにより、災害の防備など県土の保全機能が発揮されるとともに、生物多様性が保全されるようにしていきます。

2 「緑の拠点（エリア）」をつくる

本県の多様な地形により地域の優れた景観を生み出している狭山丘陵、比企丘陵、^{さんどめ}三富地域、見沼^{たんぼ}田圃など、広域的なまとまりのある緑について、地域としての一体的な保全を図りながら、緑の拠点づくりを進めていきます。

3 「緑の形成軸（コリドー）」でつなぐ

野生生物の移動経路や景観の連続性の確保、**ヒートアイランド現象の緩和など、緑の多様な機能が発揮されるよう**、緑豊かな市街地（生垣、建物の屋上や壁面の緑など）、道路沿いの街路樹、河川や水路、点在する樹林地などを活用し、「緑の核」や「緑の拠点」をつなげていきます。

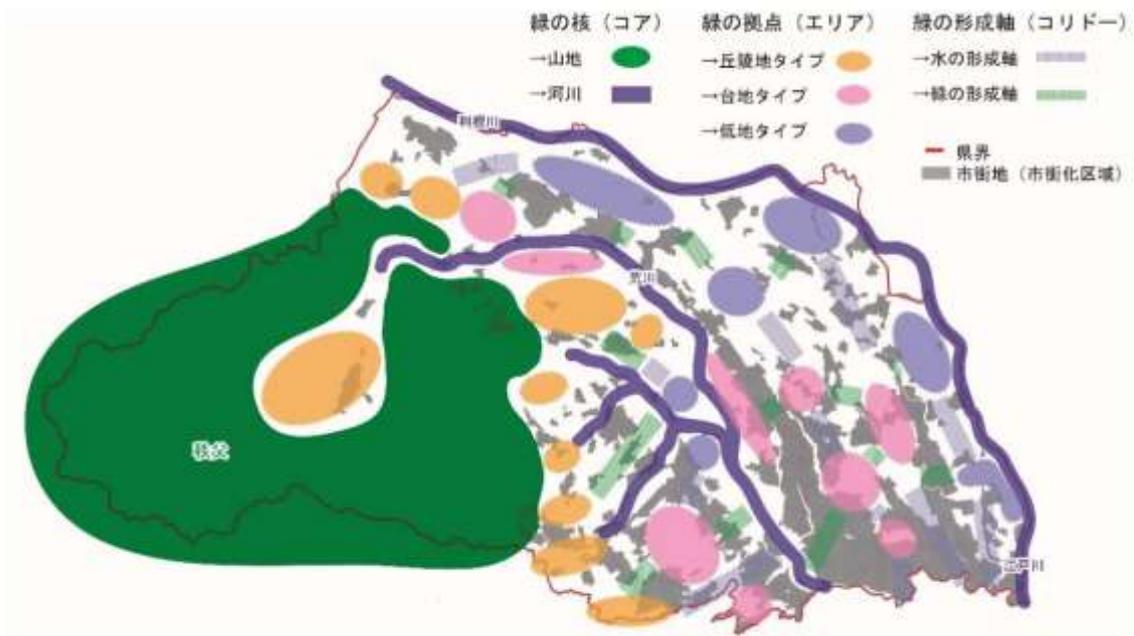


図 23 緑のネットワーク形成概念図

② 緑のネットワーク形成に向けた取組

1 森林の整備

本県の森林は県土面積の約3分の1を占めており、水源かん養や生物多様性の保全、木材等の林産物の供給、快適環境の形成等多くの機能を有する「緑の核（コア）」です。

しかし、林業の低迷から人工林が伐採・利用されず森林の高齢化が進んでおり、間伐など手入れの不足やニホンジカの食害などによる森林の荒廃も見られ、それらの機能の低下が懸念されています。

そこで、市町村と連携しながら伐期を迎えた人工林の伐採・再造林を促進して森林の循環利用と森の若返りを図るなど、適切な森林整備を進めます。併せて、森林の循環利用に取り組む林業事業者への支援や、航空レーザを活用した森林資源調査の実施と成果の市町村への提供など、他主体との連携、支援を進め、林業に対する意欲の創出を図ります。さらに、県産木材の住宅への利用促進や公共施設の木造化・木質化などにより、木材利用の意義や理解の拡大を図ります。

また、本県の森林は大都市圏から近いため、森林ボランティア活動等の場として活用しやすいという特徴があります。森林ボランティア団体の活動を支援するほか、社会貢献を目的とした森づくりを希望する企業に対し、活動しやすい環境の整備を進めるなど、県民参加の森づくりを推進していきます。

2 農地の保全

県土面積の約20%が農地であり、また県全体の緑被率の約35%を農地が占めています。農地は、農産物の供給に加えて、防災機能、レクリエーション、自然環境の保全、ヒートアイランド現象の緩和等の多面的な機能を発揮しています。

地産地消の促進や地場農産物に関する情報提供、市民農園や福祉農園など農作業ができる環境の整備等を通じて、県民の都市農業への理解を深めることで、都市農業の振興を図り、農地の保全につなげていきます。また、現在営農している都市農業者やその後継者となる担い手の育成・確保を図るとともに、栽培技術や経営の支援、生産施設の整備に対する支援等を行っていきます。

生産緑地・特定生産緑地については、市が指定に向けた業務を円滑に進められるよう必要な情報を提供し、支援し保全に努めていきます。

3 都市公園の整備

都市公園は、多様な生物を育み、人と自然がふれあい共生する空間であるとともに、災害から都市を守る存在でもあります。また、様々な人々を引き寄せ、活動や憩いの場となり、そして周辺地域へ波及し、まちがにぎわい、活性化するような存在です。

本県の都市公園の整備状況については、平成30年度末現在、5,098.4haとなっており、地域区別の県民一人当たりの公園面積は県南ゾーンが3.97㎡/人、県央ゾーンが7.58㎡/人、県北ゾーンが20.37㎡/人と地域別の公園整備状況に差があります。

そこで、地域に応じた公園の量の充足と機能の充実のバランスを取った公園整備を進めていきます。

なお、都市公園の整備、リニューアルにあたっては、各公園の特色を活かしながら、子供から高齢者まで様々な世代が交流し、健康づくりや生涯学習の場になるなど、時代の変化や利用者ニーズに対応していきます。また、既存公園の樹木の適切な管理を行うとともに、緑の更新や創出に際しては県民との連携・協働した緑の充実を行う等、一層県民から愛される都市公園の整備に取り組んでいきます。

4 「身近な緑」の保全・創出・活用

本県は首都圏に位置しながら、武蔵野の面影を残す平地林、豊かに広がる田園や屋敷林、^{さんどめ}三富地域見沼田圃^{たんぼ}など、長年にわたり人々に親しまれてきた緑が多く残されています。しかしながら、都市化の進展等により、平地林などの「身近な緑」は減少しつつあります。

「身近な緑」は私たちの生活に密接に関わり、暮らしやすい豊かな環境を維持していくためにも重要な要素となっており、その減少を少しでも食い止めるには、保全・創出・活用を戦略的に進める必要があります。価値が高い緑が多く地域に広がることは、緑豊かな環境の広域的な形成にもつながります。

第3章では、緑の保全・創出・活用について目標と施策を示しました。まず「緑の保全」として多様な主体と連携した緑地の保全・管理やさいたま緑のトラスト運動の推進など、次に「緑の創出」として緑化計画届出制度や屋上緑化や壁面緑化等の促進など、最後に「緑の活用」として緑に関する情報発信、活動への支援と担い手の育成などを推進することとしました。

(2) 地域別の緑の方向性

埼玉県は、西部の山地、中央部の丘陵地、台地、東部の低地という多彩な地形によって構成されています。それぞれの地形の特徴を踏まえた地域別の緑の方向性を以下に示します。

表3 地形別の緑の方向性

地形区分	現況の主な土地利用	緑の方向性
山地	○広大に連たんする樹林地 ○一部には原生林も残され、山岳や渓谷等優れた自然環境を保持	隣接都県の山地と一体に、連続してまとまりのある自然環境が保全されるようにします。水源かん養等の県土保全機能、自然とのふれあい機能等が総合的に発揮されるような緑を目指します。
丘陵地	○山地と平野部をつなぎ大半が連たんする樹林地 ○稜線は市街地からの眺望対象	多様性に富んだ野生生物の生息生育空間としての機能が発揮され、良好な里山景観が形成されるような緑を目指します。
台地	○分断化した樹林地・農地・都市的土地利用が混在し、歴史文化や景観要素を残す樹林地が存在	点在する樹林地が適切に保全され、農地や市街地と調和した緑豊かな地域づくりが進められるような緑を目指します。
低地	○広大な農地からなる田園的土地利用 ○屋敷林や社寺林が点在	広大な水田を代表とする農地を基調として、河川・水路、屋敷林や社寺林等が一体となった田園景観のような緑を目指します。
市街地	○市街化区域として、連たんする市街地を形成 ○屋敷林や公園が点在	残された貴重な樹林地等を保全・活用しながら、新たな緑の創出により、緑豊かで良好な生活環境を有する市街地が形成されるようにします。

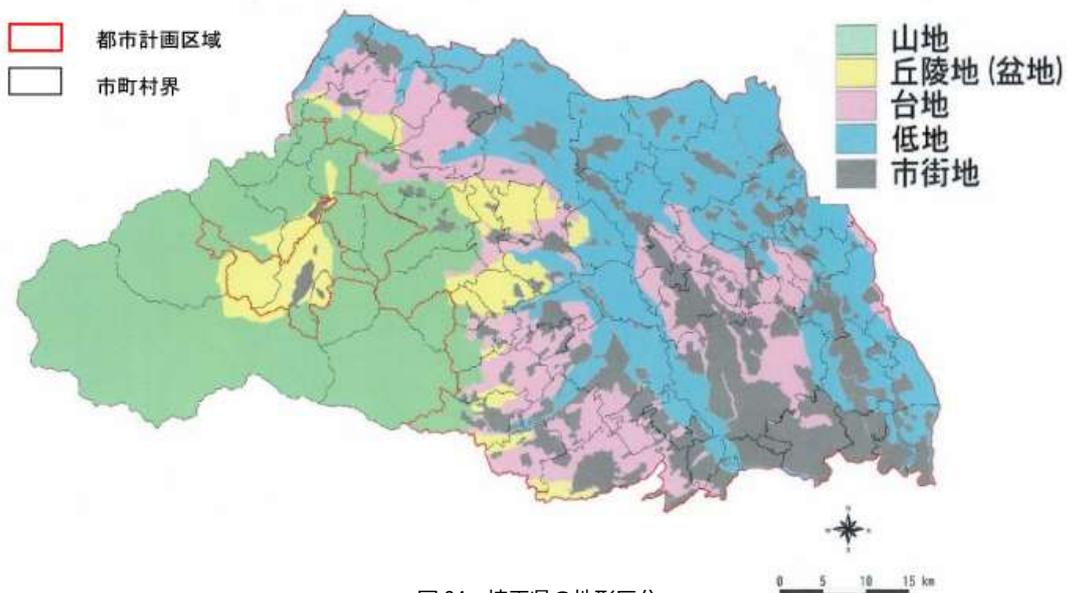


図24 埼玉県の地形区分

埼玉県を、3つのゾーンと10の地域に区分しました。

3つのゾーンは、都心からのおおよその距離に基づいて区分した範囲です。都心から概ね10～30km圏に位置する「県南ゾーン」は、都市化が進み、都内への交通利便性が高いことから、人口の増加傾向が続いているゾーンです。市街地が連たんする一方、見沼田圃等の緑が、市街地から近い距離に位置しています。荒川周辺や安行、平林寺境内等にも、まとまりのある緑地が分布しています。

都心から概ね30～60km圏に位置する「圏央道ゾーン」は、郊外の鉄道沿線の都市を核として定住が進んだゾーンで、都市と田園が共存した環境がつけられています。三富新田や、狭山・入間地域など、農業によって形成されてきた緑が分布するほか、四季を通じて美しい自然が広がる県立奥武蔵自然公園を有しています。

都心から概ね60km以遠に位置する「県北ゾーン」は、豊かな自然環境や地域の歴史や文化が活かされているゾーンです。西側の山地では豊かな樹林が形成され、東側の低地では、利根川や中川などの豊かな水辺と田畑が広がっています。山地は、一都三県にまたがる秩父多摩甲斐国立公園の一部であり、原生林や清流、美しい渓谷を抱えています。



図 25 埼玉県の地域区分

10の地域は、県民の生活圏としての一体性など広域的なまとまりに基づく地域です。それぞれの地域によって異なる緑被の状況や県民のニーズ等に応じて、緑の方向性を検討していく必要があります。

以下では、県民意識調査や緑が有する機能評価等を踏まえ、地域別に緑の保全・創出の方向性を示します。(県民意識調査や緑が有する機能評価の詳細については、巻末資料参照)

住民に最も身近な市町村では、この方向性を参考としつつ、より詳細な住民ニーズや地域の状況等に則して、緑の取組を検討していくことが重要です。

① 南部地域

広く市街地が形成され、緑化余地が限られていることから緑被率も低く、居住者の緑に対する満足度は、県内で最も低い状況です。県民意識調査からは、緑に対する満足度の要因として、目に見える緑の多寡が考えられることから、緑化できる余地が限られる中でも、市街地における目に見える緑の創出が、緑に対する満足度を高める上で重要です。

本地域では、特に公園と街路樹の心地よさの評価が高く、保全・創出の意向も高いことから、市街地内の貴重な緑として保全・創出を図り、さらに行政のみならず多様な主体が参画することで緑の維持管理を進めていくことが重要です。

市街地が広がる本地域において、まとまりのある緑地は貴重な存在です。まとまりのある緑地のうち3割以上は、防災・環境負荷調整機能、ふれあい提供機能、景観形成機能の観点で評価が高くなっています。3つの機能の評価が、全体の3割を超える地域は県内で唯一となっています。開発圧力が高い本地域においては、こうした**雨水浸透能力も高く**重要な緑地を、様々な手段を講じて保全していくことが必要です。

② 南西部地域

市街地は緑の総量は少ないものの、面積の大きな樹林が点在しています。^{さんどめ}三富新田では開拓地割りを生かした短冊状に形成された農地がその形態を留めており、平地林を活用した伝統的な農法は、日本農業遺産「武蔵野の落ち葉堆肥農法」として評価されています。こうした歴史的にも価値の高い緑を有する地域ではありますが、県民意識調査では緑の心地よさは県平均と同程度にとどまっていることから、地域の特徴的な緑を地域の満足度につなげる取組が必要です。



三芳町の雑木林

また、まとまった平地林は、ふれあい提供機能、景観形成機能の観点から評価が高くなっています。**これらの樹林地や市街地内に点在する農地は雨水浸透能力が高いことから、確実に保全するとともに、多様な主体が参画した維持管理を進めることで、様々な人々が交流や安らぎを得ながら、緑が将来に継承されていくことにつながると考えます。**

③ 東部地域

鉄道周辺に形成されている市街地では、綾瀬川、元荒川等の河川が東西方向の緑のネットワークを形成しています。県民意識調査では河川敷・河川の心地よさが全県平均よりも高い評価を受けており、引き続き保全していくことが重要です。

緑の満足度の要因として「様々な場所に緑があること」があげられており、河川、農地、樹林地等、それぞれの緑が県民に身近であることがうかがえる一方、「大きな緑の空間が無いから」が緑に恵まれていない理由として最も多く、面的な緑の空間創出が期待される



屋敷林

ところ です。

市街地の樹林地は貴重な緑の空間ですが、雑木林・屋敷林・境内林等を感じる心地よさの評価が低いことから、維持管理が不十分な樹林を把握し、管理水準を改善することも検討する必要があります。市街地が広く形成されている県南ゾーンの中では、街路樹に対して感じる心地よさの評価が最も低い状況にあり、市街地内の重要な緑として、維持管理の質を高めていくことを検討する必要があります。

まとまりのある緑地をみると、防災・環境負荷調整機能とふれあい提供機能の観点で評価の高い緑地が多くなっています。**点在する小規模な樹林地や農地を、市街地における雨水流出の抑制につなげるためにも、保全していくことも必要です。**また、河川沿いや河川周辺の低地部に、保全の重要度が高い緑地が特に分布しています。河川敷・河川の心地よさについて県民の評価が高いことから、県民の参画を得ながら保全し、維持管理していく方向性も検討することが重要と考えます。

④ さいたま地域

中央に広がる市街地では一定範囲の面積を有する樹林地等が緑の拠点となっており、また市街地全体を取り囲む河川とその周辺の農地が本地域の緑の骨格となっています。

県民意識調査では約半数の回答者が緑に恵まれていると感じており、大きな緑の空間の存在が本地域における緑の満足度の要因として考えられます。県内でも特に高密な市街地が形成されており、緑化余地が限られている中で、市街地の緑の核となる空間を創出していくことが求められます。

複数の鉄道が走る本地域では、駅前の緑が他の地域よりも心地よさの評価が高く、保全・創出の意向も高くなっています。地域の玄関口となる駅前の緑の保全・創出をより一層取り組んでいくことが重要です。

まとまりのある緑地は、市街地中心部では限られており、周縁部に多く存在しています。こうした緑は、防災・環境負荷調整機能、人々の活動の場となるふれあい提供機能、景観・歴史的風土を有する景観形成機能の観点で評価が高くなっています。特に、まとまりのある緑地の約4割は、荒川沿いや見沼田圃など市街地の外側に位置する緑地を中心に、ふれあい提供機能の評価が高く、また県土を代表する景観としての評価も受けています。**こうした緑地は雨水浸透能力が高いことから、開発圧力が高い本地域では、確実に保全していくことが重要となります。**



見沼田圃

⑤ 県央地域

県民意識調査から、緑の満足度と目に見える緑の量の二つが県内でも高いことがうかがえます。緑化できる余地が限られる中でも、住宅地等における目に見える緑の創出が、緑に対する満足度を高める上で重要です。

本地域内では鉄道駅周辺の緑被率が特に低いことから、市街地の中でも駅前において重点的に、目に見える緑の創出に取り組むことも効果的です。また、駅周辺から離れた住宅地



農地と住宅地

では、樹林地や農地が散在していることから、一定の面的な緑の空間を保全し、活用していく方向性を検討することも重要です。

本地域のまとまりのある緑地は、ふれあい提供機能と景観形成機能の観点で評価の高い緑地が多く、特に荒川周辺に多く分布しています。また、評価の高い緑地のうち、市街地など開発圧力が想定される場所に分布しているものについては、地域における開発の状況等を踏まえながら、今後緑地が失われる可能性が高い場所を優先的に地域指定の網掛けを図るなど、戦略的な緑地保全の取組が重要となります。

⑥ 川越比企地域

県民意識調査結果から、本地域では、他の地域よりも目に見える緑が多いと評価されています。緑の少ない市街地においては、目に見える緑についての現在の状況を維持し、必要に応じて新たに創出していくことが重要です。

一方、大きな緑の空間の存在について評価が低く、また草花に触れたり遊んだりできる空間が、居住者にとって少ないと感じられる状況が考えられます。公園や農地の「心地よさ」の評価が比較的高いことから、居住者が滞在し、活動できる緑の空間を増やしていくことが、緑の満足度を高めることにつながると考えられます。

本地域は、県内でも5ha以上のまとまった緑地が特に多い地域です。緑の寄与度等が高い緑地は丘陵部に多く分布しており、こうした緑地は、ふれあい提供機能や景観形成機能の観点からの評価が高く、今後も県民が豊かな自然を享受できる空間としての活用を続けていくことが重要です。



武蔵嵐山溪谷周辺の樹林

⑦ 西部地域

県民の緑に対する満足度は、県内で秩父地域に次いで高いことから、今後もこの満足度を維持していくことが重要です。

県平均に比べ、山地の大規模な緑の心地よさが高く評価されていることから、地域の西側の外秩父山地の緑を適切に保全していく必要があります。

中央の丘陵部、東側の台地では、樹林地や農地が広く分布しているものの、鉄道駅周辺の市街地では緑が少なくなっています。狭山丘陵やその周辺では古くから農業が営まれ、里山としての景観や生態系が形成されてきました。こうした雑木林等の心地よさの評価が県全体と比べて高いことから、県民がこれらの空間に気軽にアクセスでき、親しめる状況を創出することも効果的です。

まとまりのある緑地をみると、ふれあい提供機能と景観形成機能の観点からの評価が高い緑地が多くなっています。さらに、外秩父山地の緑から丘陵地の緑、農地の中に点在する平地林まで、様々な場所の緑の評価が高い点が



茶畑

特徴的であり、本地域の緑に対する満足度の高さにつながっているとも推察されます。市街地にも評価の高い緑が分布していることから、**雨水流出の抑制につなげるためにも、点在する小規模な樹林地や農地など**失われる可能性の高い緑地には何らかの対策を講じ、保全していくことが重要です。

⑧ 利根地域

本地域の特徴である広大な農地について、居住者は「心地よい」と高く評価しており、今後も保全していくことが重要です。

一方、鉄道駅周辺に形成されている市街地では緑が少ない状況です。県民意識調査では緑の満足度について、「大きな緑の空間の存在」、「草花に触れたり、遊んだりできる緑の空間の存在」について評価が低いことから、こういった空間の創出が、県民の満足度を高めていくことにつながると考えられます。

本地域では、まとまりのある緑地の多くは、防災・環境負荷調整機能、ふれあい提供機能の観点で評価が高くなっています。本地域の緑被率は58%と高いものの、その多くが田畑であり、機能別の評価の高い樹林地等は地域の中で特に貴重であることから、着実に保全を図っていくことが重要です。



幸手の権現堂堤

⑨ 北部地域

緑被率が比較的高い状況にあります。居住者が緑に恵まれていると感じる理由として「様々な場所に緑があるから」が最も多く挙げられており、また、緑の種類別の心地よさでは、田畑が県平均を大幅に上回るなど、ほとんどの緑の種類心地よさが高い評価を受けています。様々な緑を生かしながらまちづくりを進めていくことが期待されます。

一方、居住者が緑に恵まれていないと感じる割合が県内で一番低い地域であるものの、駅前の緑の心地よさは概ね県平均であることから、特に駅前において目に見える緑を重点的に創出することが、居住者の満足度の向上に効果的と考えられます。また、身近な緑の管理水準を高めていくことも、満足度を高める上で重要です。

本地域においては、まとまりのある緑地は、防災・環境負荷調整機能の観点からの評価が高くなっています。市街地などの緑地は開発圧力等によって失われる可能性があることから、優先的に創出や保全を推進していくことが重要です。



深谷の防風林

⑩ 秩父地域

本地域では山地が大部分を占めており、山地の緑について心地よさと保全・創出意向が高く、これを保全していくことが重要です。また、本地域では山地の緑が主な資源の一つであることから、公益

的機能の発揮や新たな雇用の創出につなげるなど、居住者の満足度を高める観点も必要です。

本地域は、県民意識調査結果からは、草花に触れる、遊ぶような活動のできる空間や多様性のある緑が求められていると考えられます。秩父市街地の緑化に加えて、居住者が緑に直接触れることのできる場や機会の創出が、本地域における満足度を高めていくことにつながります。

本地域では、地域の多くを緑が占めている状況にあって、評価対象となる5ha以上の規模を満たす緑地が市街地にはほとんど分布していません。市街地に隣接するように立地している緑は、防災・環境負荷調整機能の評価が高く、秩父多摩甲斐国立公園をはじめ多くの緑を有する山地では、豊かな動植物の生息生育基盤となる植生自然度の高い緑を有し、また湧水地や巨木等の貴重な資源があるなど、自然環境保全機能としての評価が高くなっています。それぞれの場所に応じて発揮されている緑の機能が減退しないよう、保全・維持管理を進めていくことが重要です。



秩父の山地と盆地

第3章

緑に関する施策展開

1 各主体の役割

緑の施策は、県、市町村、県民・市民団体・企業等の各主体が連携・相互支援を図りながら推進することが必要です。

【県の役割】

埼玉県は、県が管理する公共空間の緑を充実させ、市町村や県民・市民団体・企業等と連携した広域的な緑の形成を推進するとともに、多様な主体による緑づくりを支援します。

- ◎ 広域的な緑の保全と創出
 - 県と市町村連携による効果的・効率的な緑の保全・創出の推進
 - 複数の市町村にまたがる地域制緑地や自然公園の保全
 - 地域制緑地や条例など制度的に担保された緑の確保
 - 生き物の移動や流域治水など広域的に重要な緑の機能発揮のための緑づくりの推進
- ◎ 市町村事業への支援
 - 緑の基本計画の策定に対する技術的な支援
 - 市町村が行う緑の保全・創出・活用に対する支援
 - 県内の緑に関するデータ（緑被状況、県民意識等）の継続的な収集、分析及び提供
 - 市町村等による先進的な取組に対する評価と全県的な共有
- ◎ モデル的・先導的な取組
 - 民有地における緑の保全・創出・活用を支援する仕組みづくり
 - 県民・団体・企業等の参画を促す情報の提供

【市町村の役割】

各市町村は、主体となって地域の緑地の保全・創出・活用を行い、各々が管理する公共空間の緑の充実を図るとともに、県や県民・団体・企業等と連携した地域の緑の保全・創出・活用の推進や多様な主体による活動を支援するなどの取組が求められます。

- ◎ 地域の総合的な緑づくり
 - 本計画と整合のとれた計画や方針の策定
 - 地域にとって重要な緑の保全
 - 県民が利用したり、親しんだりできる緑の空間の創出
 - 公共施設の緑の充実
 - 確保した緑に対する適切な保全管理
 - 地域住民の緑に対するニーズの把握
- ◎ 広域的な緑づくりへの協力・推進
 - 市町村域をまたぐ緑地に対する、近隣市町村と連携した保全活用の推進
 - 雨水貯留・浸透機能の拡充による流域治水の推進
 - 周辺地域の緑とのつながりを意識した緑の配置、ネットワークの構築
- ◎ 県民・団体・企業等への支援
 - 県民・団体・企業等が取り組む活動への支援や仕組みづくり

- 県民・団体・企業等の参画を促す情報の提供

【県民・団体・企業等の役割】

県民や企業は、既存制度や行政等からの支援・誘導施策を背景に、自発的な緑の保全・創出・活用に向けた取組が求められます。

- 既存の緑の保全
- まとまった緑の創出と維持管理
- 県民が利用したり、親しんだりできる緑の空間の創出
- 緑の保全・創出を通じたまちづくり活動などへの展開
- 暮らしを支える緑の価値の共有
- 積極的な緑の利活用の促進
- 継続的な緑の保全管理への積極的な参画

2 基本方針及び施策展開

緑の将来像「多様で豊かな緑と共生する『埼玉』」を実現するため、次の3つを基本方針として取組を進めます。保全・創出された緑の価値は、人の活用を通じてその価値が高まります。緑の活用は、保全・創出の機運をさらに高めます。このような好循環を促進するため、緑を保全・創出・活用する施策を横断的に進めます。

緑に関する取組は5年間で完結するものではありません。そこで「緑の現在地と、2030年、その先への眼差し」として、将来も見据えながら施策を展開していきます。

基本方針1 緑を保全する

緑の持続性を確保するには、その減少を可能な限り食い止めるためにも現在残されている貴重な緑を保全することが重要です。

このため、緑を保全する施策を積極的に展開していきます。

本県は、緑豊かな秩父の山地や丘陵、三富^{さんどめ}地域や見沼^{たんぼ}田圃といった優れた自然環境に恵まれています。しかし、近年の都市化の進展などにより、平地林など身近な緑が減少しています。雨水貯留・浸透機能を有する緑地や、周辺の緑とつながりを意識したエコロジカルネットワークの形成に寄与する緑地については、重要性が増しています。緑の持続性を確保するため、優れた自然環境や生物多様性の保全につながる貴重な緑を守り、市町村や団体・企業等と連携して保全・活用に取り組んでいきます。

【指標】

	令和2年度	目標値(令和8年度)
緑の保全面積*	557ha	569ha

*特別緑地保全地区の指定、緑のトラスト保全地、公有地化、ふるさとの緑の景観地指定等の合計面積

1 指標の定義

特別緑地保全地区及び近郊緑地特別保全地区の指定面積、緑のトラスト保全地の面積、公有地化をした面積、ふるさとの緑の景観地指定面積等の合計面積をいいます。

2 指標の選定理由

県条例に基づき指定しているふるさとの緑の景観地、特別緑地保全地区等の地域制緑地及び緑のトラスト保全地等、県として保全すべき緑地について公有地化等により持続性を確保するため、この指標を定めました。

【施策】

(1)市町村と連携した緑の保全（地域制緑地の指定・拡大、公有地化等）

県と市町村は、緑地の機能評価を踏まえ価値を共有した上で緊密に連携し、良好な自然環境や豊かな生態系を形成して埼玉らしさを感じさせる平地林、グリーンインフラとして多様な機能を有してまちの魅力向上に資する緑地など広域的な視点から保全の必要性が高い箇所について、土地所有者の理解を得ながら地域制緑地の指定を促進していきます。また、「ふるさとの緑の景観地」をはじめ保全の必要性・緊急性が高く、市町村の「緑の基本計画」等に位置付けられている緑地などを市町村や環境団体と連携・協働して公有地化を図ります。

◆地域制緑地

- 特別緑地保全地区
- 近郊緑地特別保全地区
- ふるさとの緑の景観地 など

(2)多様な主体と連携した「ふるさとの緑の景観地」等の保全・活用

県と市町村が緑地の機能評価を踏まえ価値を共有した上で、複数の市町村にまたがる広域的に重要な緑地については、隣接市町村の連携によって一体的な保全・活用が図られるよう、県から積極的に働きかけます。

地域における緑の価値を高めるには、その緑地が適切に保全され、活用されていることが肝要です。そこで、土地所有者・市町村・市民団体が連携・協働して緑地を保全・活用する「市民管理協定制度」などの取組を積極的に進めます。また、市町村や団体・企業と連携し、「ふるさとの緑の景観地」をはじめとする緑地の保全・活用を促す新たな仕組みの構築を図ります。

森林資源を適切に保全・活用するため、市町村による森林環境譲与税を活用した森林の整備を促進します。

(3)さいたま緑のトラスト運動の推進

優れた自然や貴重な歴史的環境を、県民共有の財産として末永く保存していくため、さいたま緑のトラスト運動を展開します。

運動を推進するため、公益財団法人さいたま緑のトラスト協会と連携し、トラスト保全地の適切な保全管理を図り、保全管理の担い手であるボランティアスタッフの確保・育成を進めます。

また、トラスト保全地を積極的に活用するため、協会のボランティアスタッフと協力し、自然観察会や探鳥会、クラフト工作等のイベントを開催するとともに、企業・学校等に保全体験活動の場として提供します。

(4)生物多様性に配慮した緑地の確保

公園緑地や平地林等の緑地は、野生生物が生息しやすい環境をもたらす、生物多様性の保全に貢献しています。こうした自然環境を保全するとともに、分断されないようにつなげるためには、生物の移動経路を確保することが重要となります。また、生物多様性の保全には、人の関わりも重要であり、より一層、県民の理解と関心を高め、生物多様性の保全に係る意識の醸成や地域における具体的な活

動の活性化を図ります。

(5)CO₂吸収源としての緑地の保全と適切な管理

緑はCO₂を吸収し固定化することにより 2050 年カーボンニュートラルの実現に貢献することができます。また、都市部における緑は、ヒートアイランド現象を緩和します。そのため、ふるさとの緑の景観地や公有地化した身近な緑に対して、適切な管理を実施し、CO₂吸収源としての機能やヒートアイランド現象を緩和する機能を最大限発揮させます。

緑の現在地と、2030年、その先への眼差し①

埼玉県や市町村がそれぞれの制度を活用し、地域制緑地の指定や公有地化等によって、まとまりある緑を保全してきました。大規模な緑地は複数の市町村に跨っている場合も多く、それぞれの市町村が足並みを揃えながら緑地を保全していく必要がありますが、複数自治体による一体的な保全や活用が実現している緑地は多くありません。そのため、緑の機能評価を行うとともに、本計画で地域別の緑の方向性を示したところです。

緑は多様な機能を有しており、ある場所の緑を保全することの恩恵は、その場所周辺に限るものではありません。降った雨を貯留・浸透させる機能は、雨が降った場所とは離れた場所における水害の被害軽減に貢献することもあります。まとまりのある緑は、生き物の貴重な移動経路ともなります。非常時には雨水の流出を抑える役割を果たし、平常時には、市街地において貴重な緑の空間として、県民に憩いを提供する役割も果たすことができます。

複数の自治体が連携しながら、緑の保全や活用を広域的に進めていくことが容易な状況ではありませんが、将来を見据え、実効性のある連携の在り方について検討していきます。

また、自治体だけでなく団体や企業など多様な主体による効果的な連携体制を構築し、平地林をはじめとする緑の保全や活用を促進していきます。

基本方針2 緑を創出する

緑が人々の生活範囲に空間的に近いところに存在するだけでなく、暮らしの中で見たり触れたりできるなど、心理的にもより身近なものとする必要があります。

新たな緑を創出するため、緑化計画届出制度を適正に運用するとともに、公共施設など身近な場所の緑化や壁面・屋上などにおける公開性が高く質の高い緑化を支援していきます。

また、他の模範となる優良な緑化計画については表彰し、好事例として周知します。

なお、外来種を用いた緑化が増加すると、生態系に様々な影響を引き起こすおそれがあります。そのため、緑化を行う場合は在来植物を用いるなど、地域固有の自然環境を損なわないよう留意しながら進めていく必要があります。

【指標】

	目標値(令和4年度～8年度)
緑の創出面積*	250ha

*県や市町村の条例に基づく「緑化計画届出制度」等による緑化面積及び園庭・校庭の芝生化などによる緑の創出面積の合計

1 指標の定義

県や市町村の条例に基づく緑化計画届出制度等による緑化面積及び園庭・校庭の芝生化などによる緑の創出面積の合計で、毎年50haを目標値に設定しました。

2 指標の選定理由

自然を守り、緑を育てることは重要であり、緑を創出する取組の成果を示す数値であることから、この指標としました。

【施策】

(1)緑化計画届出制度の適切な運用

都市における緑地の減少は、防災機能の低下や生活にゆとりと潤いを与える良好な自然環境の喪失をもたらすだけでなく、ヒートアイランド現象などを発生させる原因にもなっています。

このため、都市の公的空間の緑化を推進していく一方で、緑地が少ない市街地の民有地等の緑化を促進する必要があります。

そこで、緑を増やし、都市環境の更なる改善を図るとともに、緑豊かな街並みを創出するために、緑化計画届出制度を適切に運用します。

さらに、優良事例については「優良緑化計画」として認定し、その中で特に優れたものを表彰します。

(2)屋上緑化や壁面緑化等の促進

建物が密集した都市部で新たな緑を創出していくためには、様々な創意と工夫による緑化を促進していく必要があります。

このため、公開性が高い場所における屋上・壁面・空地緑化等の様々な手法や優れた事例を紹介するなど、多様な緑化の普及・啓発に努めます。

(3)公共施設など身近な場所の緑化

身近な場所における緑を創出するためには、緑化が可能なスペースの活用が必要です。
このため、地域のランドマークとなる公共施設や商業施設などの緑化を促進します。

①公開性が高く、賑わいのある施設の緑化

鉄道駅周辺や商業施設は、人々が多く利用する場所であることから、人々の目を楽しませ、憩わせる快適な緑や、人々の活動を誘発する緑など、質の高い緑の創出が求められます。

市町村の緑の基本計画等の下、公開性が高く、人々が集う緑豊かな空間の創出を支援します。

②子供たちが日常的に親しめる緑の創出

幼い頃から緑にふれあう環境を整備し、県民の環境意識の醸成を図るため、幼稚園・保育所等の園庭や、小中学校・高等学校等の校庭の芝生化を支援します。

また、芝生の適切な維持管理のため、地域コミュニティとの連携や子供たちも参加できる体制づくりを促進します。

さらに、学校等における子供たちによる植樹などの緑化活動を支援します。

③県営公園の再整備

都市公園の整備、リニューアルにあたっては、各公園の特色を活かしながら、子供から高齢者まで様々な世代が交流し、健康づくりや生涯学習の場になるなど、時代の変化や利用者ニーズに対応していきます。また、既存公園の樹木の適切な管理を行うとともに、緑の更新や創出に際しては県民との連携・協働した緑の充実を行う等、一層県民から愛される都市公園の整備に取り組んでいきます。

④道路緑化及び河川環境保全

都市部に優れた景観を創り出すため、街路樹などの整備・保全に取り組んでいきます。

また、河川環境を保全し、自然の営みを視野に入れた多自然川づくりを推進します。

市町村の緑の基本計画等の下、重点的な緑化や緑地保全を行う取組に対して、特に積極的な支援を図ります。

緑の現在地と、2030年、その先への眼差し②

これまで公共施設、民間施設ともに緑化を促進し、都市部の緑の創出を進めてきました。鉄道沿いや県南部を中心に、東西方向の緑のつながりを形成するためには、市街地部の緑化を一層推進する必要があります。県民意識からは緑の中でも特に、暮らしに身近で、目に見えたり、触れたり、遊んだりできる緑を重視していることがうかがえます。

創出する緑が、県民の暮らしの質を高め、都市の魅力の向上にもつながるものとなるよう、市町村と連携し、環境のみならず、社会、経済の視点からも多様な機能を発揮する緑の創出とその保全に努めていきます。これらの身近な緑の管理水準を高く維持し続けていくため、県民・団体・企業等の様々な担い手の育成を図ります。

基本方針3 緑を活用する

緑について県民の関心を高め、理解を深めるには、その価値や重要性を発信していくことに加え、身近な緑が様々な担い手により保全・創出され、広く活用されていることが肝要です。

そこで、県民との連携・協働による保全・創出・活用の体制や仕組みづくりを進め、県民、ボランティア団体、企業、県や市町村等、多様な主体が連携し、緑の保全・創出等を行う活動を拡充するための支援や、新たな担い手の育成に取り組んでいきます。

【指標】

	令和2年度	目標値(令和8年度)
埼玉みどりのポータルサイトアクセス数*	17,000回	35,000回※

*ポータルサイトにアクセスしてから退出するまでを1とカウント。

1 指標の定義

令和2年度に開設した「埼玉みどりのポータルサイト」の年間アクセス数です。令和2年度の実績値を踏まえ、更なる広がりを目指して設定。

2 指標の選定理由

「埼玉みどりのポータルサイト」は緑地やイベント情報、団体の活動紹介など、埼玉の緑に関する情報を一元化しており、団体等の情報発信の場としても活用されています。

同サイトのアクセス数増加は、県民が緑にふれあう機会の創出、多様な主体が緑を様々な方法で活用する契機となることから、この指標としました。

【施策】

(1)担い手の育成と活動支援（保全・創出・活用）

豊かな自然を次の世代へ引き継ぐため、県民、企業・団体が参加する「彩の国みどりのサポーターズクラブ」など、緑の保全・創出・活用等の活動に対する支援を実施します。

「埼玉みどりのポータルサイト」を活用して活動団体について広く紹介するとともに、各団体相互の交流を促進します。

また、活動の担い手であるボランティア等のスキルアップや知識の向上を図り、継続的な活動を促進するための研修を実施するなど人材育成を図ります。

さらに、継続して緑の保全・創出・活用等の活動に取り組んでいる団体・企業等を顕彰し、長期的な活動を促進します。

(2)多様な主体と連携した「ふるさとの緑の景観地」等の保全・活用（再掲）

県と市町村が緑地の機能評価を踏まえ価値を共有した上で、複数の市町村にまたがる広域的に重要な緑地については、隣接市町村の連携によって一体的な保全・活用が図られるよう、県から積極的に働きかけます。

地域における緑の価値を高めるには、その緑地が適切に保全され、活用されていることが肝要です。そこで、土地所有者・市町村・市民団体が連携・協働して緑地を保全・活用する「市民管理協定制度」などの取組を積極的に進めます。また、市町村や団体・企業と連携し、「ふるさとの緑の景観地」をはじめとする緑地の保全・活用を促す新たな仕組みの構築を図ります。

森林資源を適切に保全・活用するため、市町村による森林環境譲与税を活用した森林の整備を促進します。

(3)さいたま緑のトラスト運動の推進（再掲）

優れた自然や貴重な歴史的環境を、県民共有の財産として未永く保存していくため、さいたま緑のトラスト運動を展開します。

運動を推進するため、公益財団法人さいたま緑のトラスト協会と連携し、トラスト保全地の適切な保全管理を図り、保全管理の担い手であるボランティアスタッフの確保・育成を進めます。

また、トラスト保全地を積極的に活用するため、協会のボランティアスタッフと協力し、自然観察会や探鳥会、クラフト工作等のイベントを開催するとともに、企業・学校等に保全体験活動の場として提供します。

(4)自然ふれあい施設の活用

近年、雑木林、原野、池沼などの身近な自然に触れる機会が減少してきていることから、自然とふれあいたい、自然を知りたいというニーズが高まっています。

本県には、自然に対する理解を深め、自然保護の普及啓発を図るための自然ふれあい施設として、「埼玉県自然学習センター・北本自然観察公園」、「埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター」及び「さいたま緑の森博物館」があります。

各施設で、それぞれの特徴を生かした自然観察会や体験教室などの自然に関するイベントを実施し

ます。

また、「さいたま緑の森博物館」では、ボランティア団体と連携した平地林の保全・活用にも取り組みます。

(5) 緑に関する情報発信

できるだけ多くの県民が埼玉県の緑の素晴らしさや緑を守り育てることの楽しさを認識し、緑への関心を持ち続けられるよう、「埼玉みどりのポータルサイト」や各種SNSを幅広く活用し、緑に関する様々な情報を発信していきます。

また、『『みどりと生き物』に関する学習コンテンツ』の活用など、次世代を担う子供たちに緑や生き物に関する学習機会を提供し、緑の効用・重要性や生物多様性の保全について理解を深めることで環境意識の醸成を図り、将来的な担い手の確保につなげます。

緑の現在地と、2030年、その先への眼差し③

これまで、緑についての県民の関心を高め、理解を深める取組や、県民・団体・企業等の自主的な活動への支援を進めてきました。しかし、現在、団体構成員の高齢化等に伴う担い手の不足が課題となっているほか、県民意識調査では「埼玉らしい緑」について「特にない」「わからない」という回答が3割を占めています。

また、近年、その役割が一層高まっている緑の機能は、一つの敷地や個々の取組にとどまらず、多様な主体の連携により、より効果的に発揮されます。今後、2030年に向けて、緑についての県民の関心がさらに高まり、新たな緑の担い手が増え、県全体・幅広い世代で活発に活動が行われるようにするためには、様々な情報の発信、優れた取組の共有、県民・団体・企業等の様々な主体の連携を進めていくことが重要となります。

そのための基盤として、新たな担い手となる人材を掘り起こし、市町村の枠を超えた多様な主体による連携を目指していきます。

用語解説

あ行

雨水貯留・浸透

雨水を一時的に貯めたり地下に浸透させたりして、下水道・河川への雨水流出量を抑制すること。河川への負担軽減や浸水被害の緩和、雨水の有効利用等が期待される。

エコロジカルネットワーク

野生生物が生息・生育する様々な空間（森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海、湿地・湿原・干潟・藻場・サンゴ礁等）がつながる生態系のネットワークのこととして使われる言葉。生態系ネットワークと呼ばれることもある。

SDGs [Sustainable Development Goals]

Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)の略。平成13年(2001年)に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27年(2015年9月)の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12年(2030年)までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っている。

温室効果ガス

太陽放射により暖められた地表面の熱が宇宙に逃げるとき、その一部を吸収して温室のように地球を暖める性質を持つ気体。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7種類が温室効果ガスとして定義されている。通常それぞれのガスの温室効果を二酸化炭素に換算してその総排出量を表す。

か行

カーボンニュートラル

人間活動を発生源とする温室効果ガス排出量と吸収源等による除去量が均衡する(実質的な排出量がゼロとなる)こと。

近郊緑地保全区域

首都圏近郊緑地保全法に基づき、無秩序な市街化の防止や公害や災害の防止などを目的として指定された区域。

近郊緑地特別保全地区

近郊緑地保全区域内で、無秩序な市街化の防止や、公害や災害の防止などの保全の効果が、特に著しい地区として定められた地区。

グリーンインフラ

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組。

県自然環境保全地域

優れた天然林や特異な地形・地質、貴重な動植物の自生地などの良好な自然環境を保全するため、埼玉県自然環境保全条例に基づき指定された地域。

県自然環境保全地域特別地区

県自然環境保全地域内で、自然環境の特質に即して特に保全を図る地区。

公有地化

貴重な緑を保全するため、民有地を県や市町村が買い取り、公有地として管理を行うこと。

さ行

さいたま緑のトラスト運動

企業や県民等からの寄附で土地を取得し、優れた自然や歴史的環境を、県民共有の財産として未永く保全していこうという運動。

彩の国みどりの基金

森林の保全整備や身近な緑の保全・創出を目的とし、県民や企業からの寄附等を財源とする基金。平成20年4月に創設。

彩の国みどりのサポーターズクラブ

緑の保全・創出を進めたいと考えている団体・企業・個人が自由に参加できるクラブ。会員相互の交流や情報交換を通じて地域における活動の輪を広げ、県内各地の植樹活動などを促進していくため平成22年8月に発足。

里地里山

原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域。

里山

人里近くにある、生活に結びついた山や森林。

三富地域

平地林の落葉をたい肥として畑に還元する農法が継続されている川越市、所沢市、狭山市、ふじみ野市、三芳町にまたがる野菜生産が盛んな畑作地帯。緑豊かで、都

市近郊の緑地空間としても貴重である。

自然公園

国立公園、国定公園、県立自然公園の総称。
自然公園内で、特に自然景観を保全する必要がある地域として、自然公園法や県立自然公園条例に基づき指定された地域を「自然公園特別地域」という。

市民管理協定

「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づき、土地所有者、市町村、市民団体等の3者が緑地保全のための管理協定を締結し、知事が認定する。土地所有者は住民に開放する契約を市町村と結び、市町村は緑地を保全活動を行う市民団体等に管理委託し、市民団体等は緑地を計画的に管理する。

市民緑地

都市緑地法に基づき、地方公共団体などが土地所有者から緑地を借り受け、一定期間、住民に開放された緑地。

樹林地

土地の大部分について、樹木が生育している一団の土地であり、樹林には竹林も含まれる。

森林

一般的には、スギ・ヒノキ等の針葉樹、ケヤキ・ナラ等の広葉樹など様々な樹木が生育している場所。

水源かん養

樹木・地表植生及び土壌などにより雨水、融雪水を一度貯留し、徐々に溪流に放出させて、濁水を緩和することや水質の浄化を行うこと。

生態系

植物、動物などの生物とそれらを取り巻く大気、水、土などの無機的な環境を総合した系（システム）。生態系は動物・植物の再生産や、水や大気を循環させる仕組みを持っており、人間は食料・水・木材など様々な恩恵を受けている。

生物多様性

地球上の生物及びその生息・生育環境の多様性を表す概念。生物多様性条約では、「すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかなを問わない。）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性（遺伝的多様性）、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」と定義している。

た行

地域制緑地

法令により土地利用の規制・誘導等を通じて緑地の保全が図られている地区。都市緑地法で規定する「特別緑地保全地区」や、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」で規定する「ふるさとの緑の景観地」などがある。

特別緑地保全地区

都市緑地法に基づき、無秩序な市街化の防止や公害・災害の防止に役立っている緑地などを保全するため、土地の形質の変更などを行う際に許可が必要となる地区。

都市計画区域

都市計画法に基づき、一体の都市として総合的に整備・開発し、及び保全するために指定された区域。

は行

ヒートアイランド現象

空調による人口排熱やコンクリートの建物による蓄熱などにより、都市の中心部の気温が郊外に比べて高くなる現象。

風致地区

都市計画法に基づき、都市における樹林地、水辺地等の自然のおもむきなどを維持するために指定された地区。

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例

埼玉らしい緑豊かな環境の形成を図るため、「ふるさと埼玉の緑を守る条例」として昭和54年3月に制定された県の条例。
計画的な緑地保全、協働による緑地保全、多様な緑化の推進の3つを柱として平成17年3月に「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」として改正。

ふるさとの緑の景観地

「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づき、樹林地で優れた景観を有する区域を指定するものであり、指定した区域においては、木竹の伐採等について届出の義務を課し、開発行為との調整を図りながら保全を行う。

平地林

平地部分にある林。薪や山菜、たい肥の原料となる落ち葉の採取などに利用される。

や行

屋敷林

落ち葉による堆肥生産や屋敷の防風、垣根の代わりとして、屋敷を取り囲むようにして植えられている樹林。

流域治水

気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速させるとともに、集水域から氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方。

緑被率

ある範囲において緑が占める割合のこと。

埼玉県では令和元年度、衛星画像と土地利用現況図を基に埼玉県全域の緑被分布状況を把握し、緑被率を計算した。ここでは、樹木や芝など植物によって覆われた部分及び土地利用上の農地（田・畑）を緑として計算している。

緑化計画届出制度

敷地面積 1,000 m²以上の建築行為を行う場合に、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づき、緑化を行う計画を県に届け出ることを義務付けた制度。

資料編

1 地域別・市町村別緑被地面積（令和元年度）

緑被地面積は、令和元年(2019年)観測衛星写真と平成27年(2015年)都市計画基礎調査を基に測定

地域	市町村	面積 (ha) ※	緑被地面積(ha)	緑被率 (%)
南部	川口市	6,180.5	930.2	15.1
	蕨市	510.7	21.8	4.3
	戸田市	1,820.2	327.7	18.0
	地域全体	8,511.5	1,279.6	15.0
南西部	朝霞市	1,830.0	622.4	34.0
	志木市	907.5	284.1	31.3
	和光市	1,101.1	329.2	29.9
	新座市	2,279.2	771.5	33.8
	富士見市	1,986.4	926.6	46.6
	ふじみ野市	1,458.0	431.3	29.6
	三芳町	1,529.6	813.3	53.2
	地域全体	11,091.9	4,178.4	37.7
東部	春日部市	6,590.2	3,269.6	49.6
	草加市	2,738.6	314.7	11.5
	越谷市	6,022.1	1,762.2	29.3
	八潮市	1,811.3	330.2	18.2
	三郷市	3,003.1	797.9	26.6
	吉川市	3,150.9	1,845.1	58.6
	松伏町	1,630.2	978.1	60.0
	地域全体	24,946.5	9,297.7	37.3
さいたま	さいたま市	21,753.9	8,139.0	37.4
	地域全体	21,753.9	8,139.0	37.4
県央	鴻巣市	6,751.5	4,118.5	61.0
	上尾市	4,557.2	1,710.7	37.5
	桶川市	2,517.1	1,256.8	49.9
	北本市	1,982.5	933.8	47.1
	伊奈町	1,475.2	747.3	50.7
	地域全体	17,283.5	8,767.1	50.7
川越比企	川越市	10,920.2	5,631.2	51.6
	東松山市	6,539.7	4,642.6	71.0
	坂戸市	4,094.3	2,458.1	60.0
	鶴ヶ島市	1,765.1	856.5	48.5
	毛呂山町	3,397.8	2,656.8	78.2
	越生町	4,051.5	3,642.7	89.9
	滑川町	2,974.2	2,350.9	79.0
	嵐山町	2,976.8	2,320.8	78.0

地域	市町村	面積 (ha) ※	緑被地面積(ha)	緑被率 (%)
川越比企	小川町	6,037.1	5,017.6	83.1
	川島町	4,160.2	3,195.4	76.8
	吉見町	3,857.4	2,915.3	75.6
	鳩山町	2,574.7	2,316.6	90.0
	ときがわ町	5,577.7	5,079.5	91.1
	東秩父村	3,711.7	3,511.5	94.6
	地域全体	62,638.5	46,595.5	74.4
西部	所沢市	7,200.1	3,597.8	50.0
	飯能市	19,316.0	17,364.1	89.9
	狭山市	4,909.5	2,512.0	51.2
	入間市	4,474.1	2,451.2	54.8
	日高市	4,744.0	3,504.1	73.9
	地域全体	40,643.8	29,429.2	72.4
利根	行田市	6,765.6	4,167.2	61.6
	加須市	13,347.1	8,325.4	62.4
	羽生市	5,871.5	3,349.1	57.0
	久喜市	8,220.7	4,216.1	51.3
	蓮田市	2,725.4	1,598.1	58.6
	幸手市	3,396.4	1,851.1	54.5
	白岡市	2,491.5	1,340.8	53.8
	宮代町	1,596.2	887.9	55.6
	杉戸町	2,999.6	1,746.0	58.2
	地域全体	47,414.0	27,481.7	58.0
北部	熊谷市	15,933.7	10,075.1	63.2
	本庄市	8,973.9	6,237.0	69.5
	深谷市	13,856.8	8,938.4	64.5
	美里町	3,355.3	2,683.5	80.0
	神川町	4,755.3	3,853.4	81.0
	上里町	2,914.8	1,816.1	62.3
	寄居町	6,441.4	5,136.9	79.7
	地域全体	56,231.3	38,740.4	68.9
秩父	秩父市	57,855.9	50,431.0	87.2
	横瀬町	4,915.9	4,445.1	90.4
	皆野町	6,341.4	5,790.8	91.3
	長瀬町	3,046.2	2,762.1	90.7
	小鹿野町	17,115.9	16,450.7	96.1
	地域全体	89,275.4	79,879.7	89.5
県全体		379,790.1	253,788.4	66.8

※政府統計の総合窓口 (e-Stat) 平成 27 年度国勢調査町丁・字等別境界データより

2 県民意識調査結果概要

(1) 調査の概要

- 調査方法 : Web 上で調査票に回答する Web アンケート形式
- 調査対象 : 埼玉県内に居住する 20 歳以上
- 調査時期 : 令和元年(2019 年) 9 月
- 回 答 数 : 4,039 (県内各地域の 20 歳以上の人口構成比の準じ、年代構成と性別はほぼ同数となるように回答者を抽出)

(2) 主な集計結果

①生活している地域の緑について

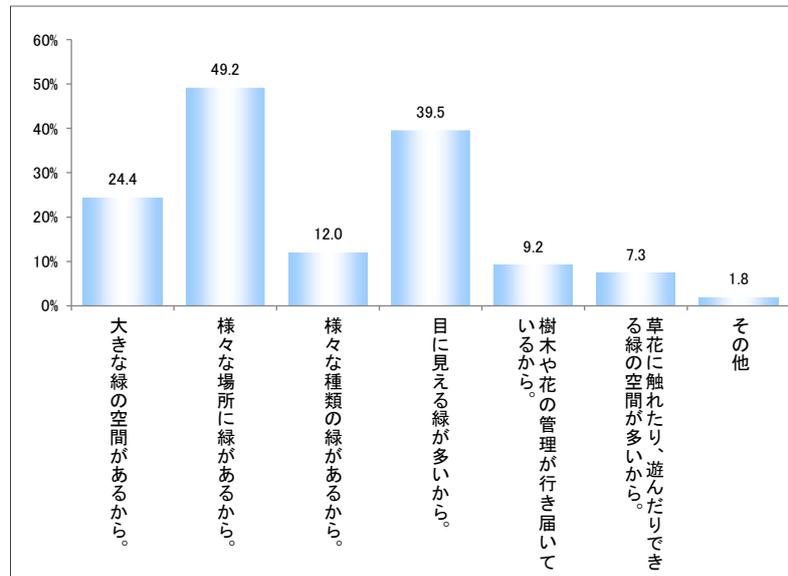
Q あなたの家の周りは、緑に恵まれていると感じますか。



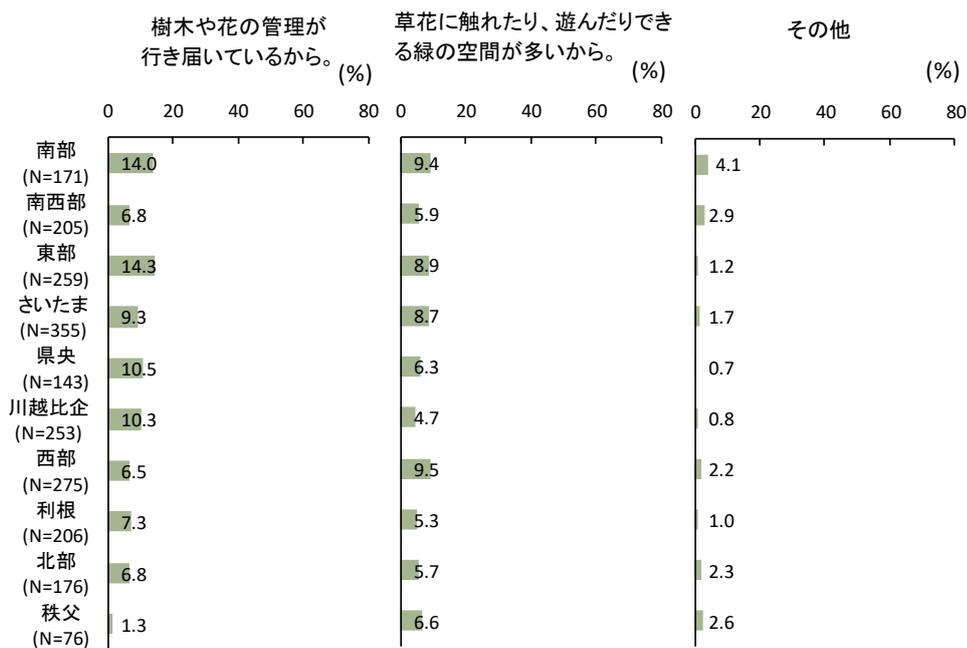
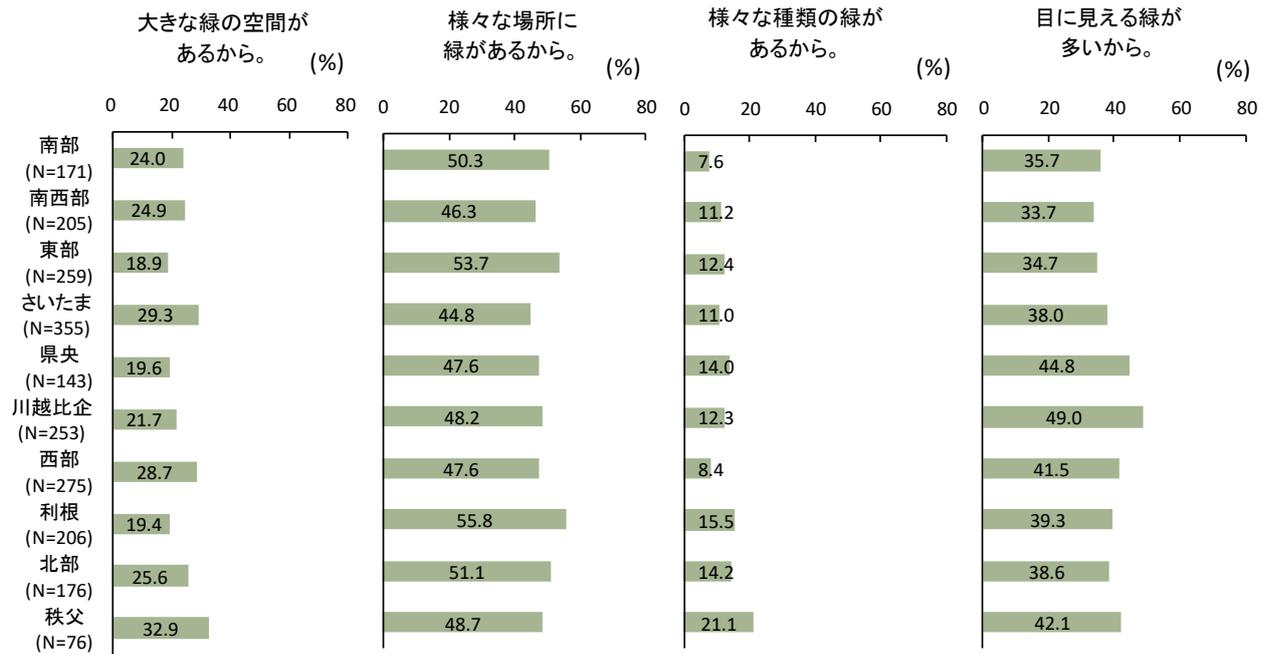
緑に対する満足度（地域別）(n=4,039)

Q

「恵まれている」、「やや恵まれている」と回答した方に伺います。なぜ、そう感じますか。次のうち2つまで、その理由を教えてください。(2つまで)



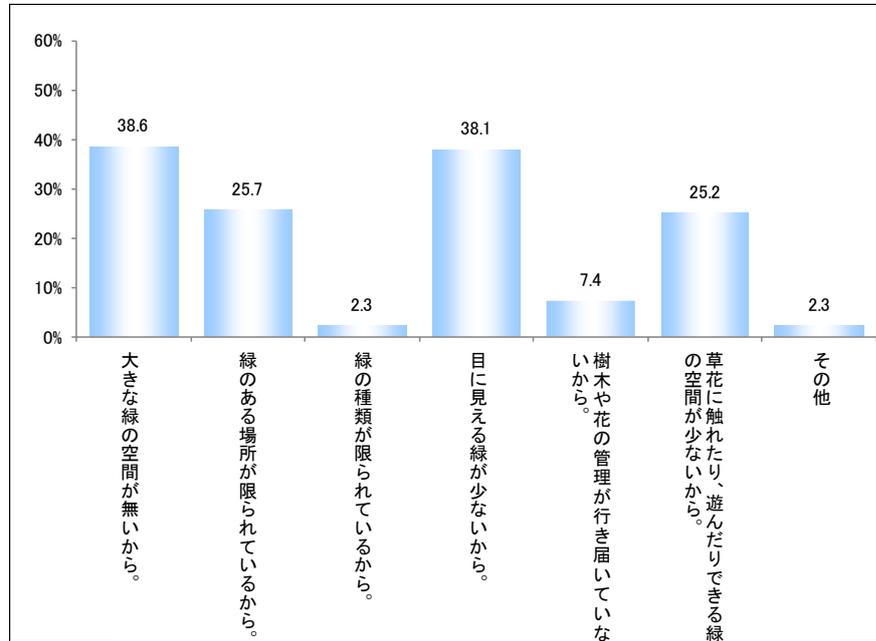
緑が恵まれている、やや恵まれていると感じる理由(n=2,119)



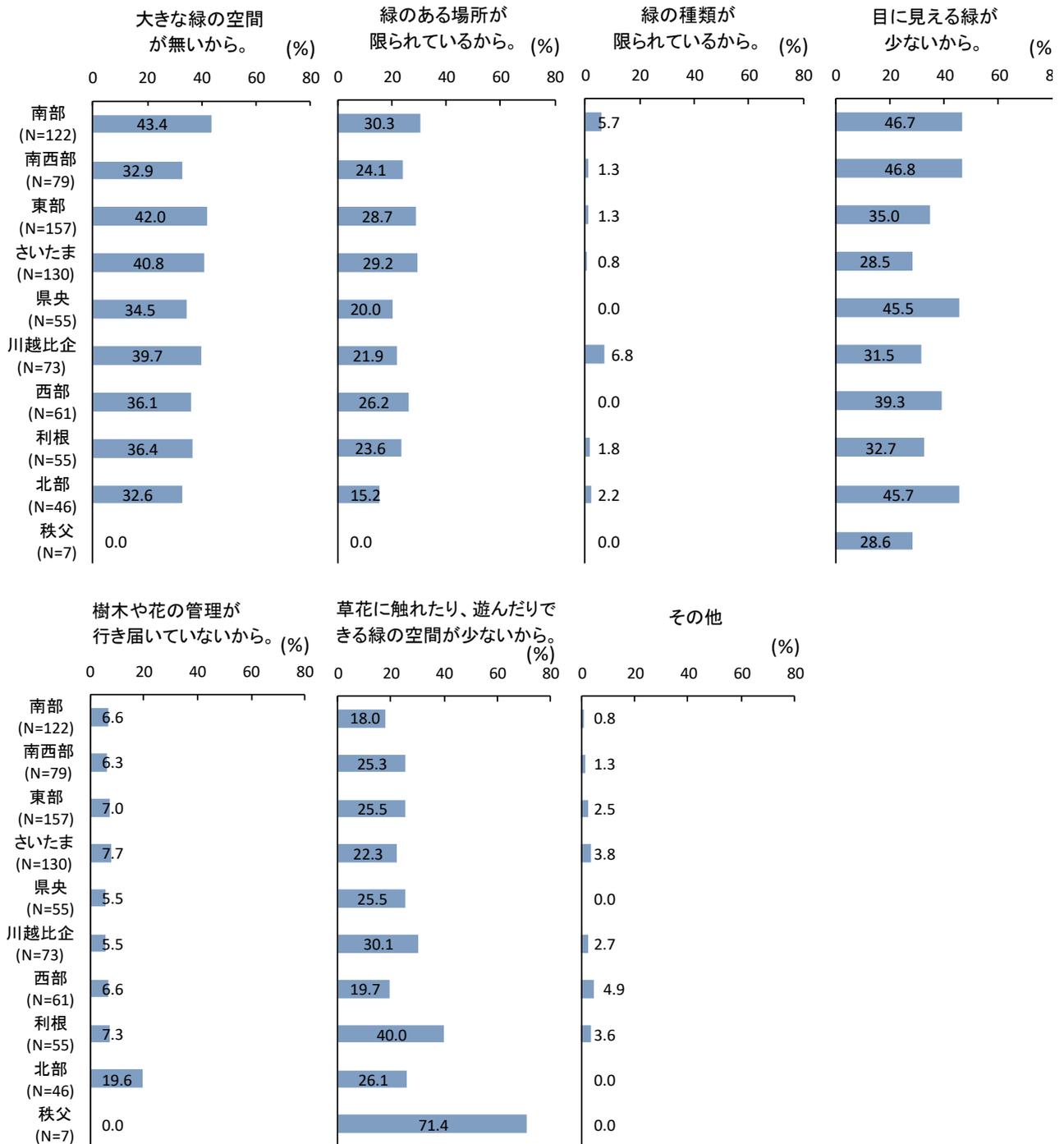
緑に恵まれている、やや恵まれていると感じる理由（地域別）(n=2,119)

Q

「あまり恵まれていない」、「恵まれていない」と回答した方に伺います。なぜ、そう感じますか。次のうち2つまで、その理由を教えてください。(2つまで)

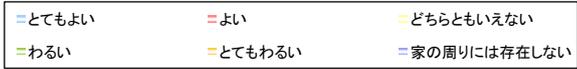


緑に恵まれていない、あまり恵まれていないと感じる理由(n=785)



緑に恵まれていない、あまり恵まれていないと感じる理由（地域別）（n=785）

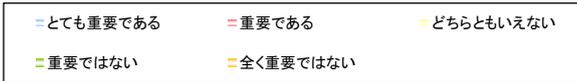
Q あなたは、以下の緑について、その場を通りかかったり滞在したりしたときに、心地よいと感じますか。また、それぞれの緑の種類が、家の周りには無いと思う場合には、「家の周りには存在しない」を選択してください。（それぞれひとつずつ）



		(n)						
Q5.1	戸建てなど個人の家の、庭木、生垣、植木鉢などの緑	4,039	10.9	38.6	41.9	3.2	9.4	5.5
Q5.2	公園	4,039	15.4	42.6	30.0	4.1	1.1	6.9
Q5.3	街路樹	4,039	10.3	38.4	36.1	5.3	1.5	8.3
Q5.4	駅前の緑	4,039	7.7	29.5	40.3	9.3	2.2	11.0
Q5.5	河川敷・河川	4,039	12.3	32.7	31.9	5.6	1.5	15.9
Q5.6	事務所、商業施設、公共施設の敷地や屋上、壁面の緑	4,039	5.5	22.5	48.5	7.4	2.0	14.1
Q5.7	山地の大規模な緑	4,039	12.1	20.4	30.9	4.5	1.6	30.6
Q5.8	平地やなだらかな丘陵地の大規模な緑	4,039	11.8	24.4	32.0	3.6	1.2	27.1
Q5.9	雑木林や屋敷林、神社やお寺の境内林	4,039	11.9	28.7	35.3	4.4	1.4	18.4
Q5.10	田畑	4,039	10.0	30.2	38.1	4.0	1.0	16.8

緑の種類ごとの緑の心地よさ(n=4, 039)

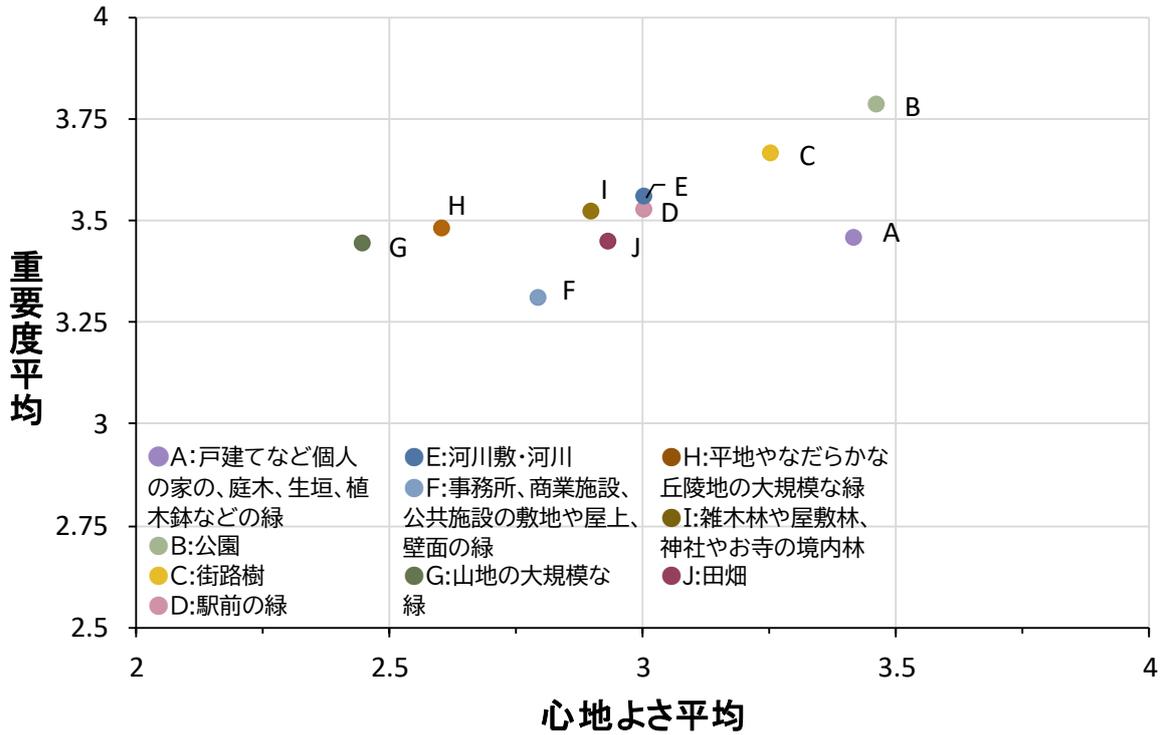
Q あなたは、以下の緑について、保全したり創出することが、あなたの家の周りにとって重要と思いますか。（それぞれひとつずつ）
あなたの家の周りには存在しないため、重要かどうか分からない場合には、「どちらともいえない」を選択してください。



		(n)					
Q6.1	戸建てなど個人の家の、庭木、生垣、植木鉢などの緑	4,039	10.2	39.0	40.8	6.4	3.7
Q6.2	公園	4,039	21.4	44.6	27.9	3.0	3.1
Q6.3	街路樹	4,039	16.3	43.5	33.4	3.5	3.2
Q6.4	駅前の緑	4,039	12.8	39.1	39.3	5.2	3.6
Q6.5	河川敷・河川	4,039	15.5	37.6	38.1	4.4	4.4
Q6.6	事務所、商業施設、公共施設の敷地や屋上、壁面の緑	4,039	8.5	29.8	50.3	6.2	5.1
Q6.7	山地の大規模な緑	4,039	15.9	29.9	42.6	5.5	6.1
Q6.8	平地やなだらかな丘陵地の大規模な緑	4,039	15.2	33.3	41.4	4.7	5.5
Q6.9	雑木林や屋敷林、神社やお寺の境内林	4,039	15.2	35.7	40.1	4.3	4.8
Q6.10	田畑	4,039	13.3	33.3	43.2	5.2	5.1

緑の種類ごとの緑の重要度(n=4, 039)

【県全体】

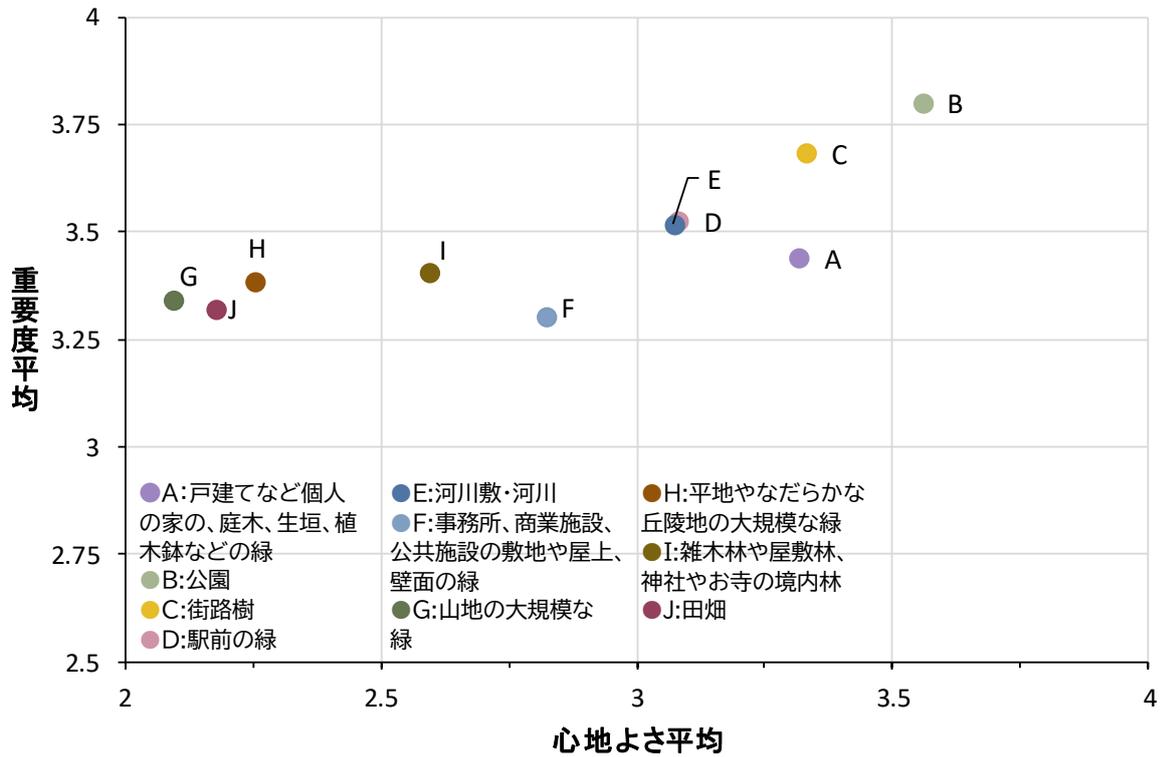


心地よいと感じる緑、保全・創出が重要と思う緑の散布図（県全体）

【心地よさ平均】回答者が評価した緑の種類別の心地よさ(5:とてもよい、4:よい、3:どちらともいえない、2:わるい、1:とてもわるい)の平均値。数値が大きいほど、心地よいと感じている人の割合が高い。

【重要度平均】回答者が評価した緑の種類別の重要度(5:とても重要、4:重要、3:どちらともいえない、2:重要ではない、1:全く重要ではない)の平均値。数値が大きいほど、保全・創出が重要と感じている人の割合が高い。

【南部地域】



心地よいと感じる緑、保全・創出が重要と思う緑の散布図（南部地域）

【南西部地域】

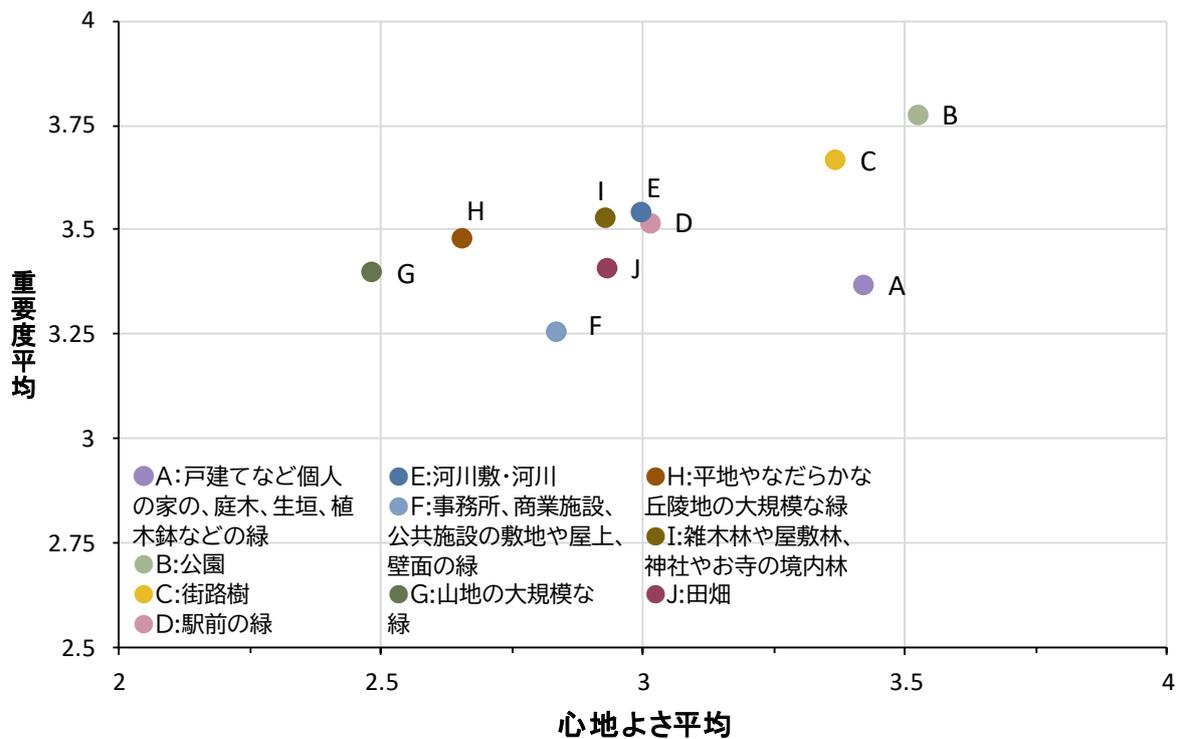
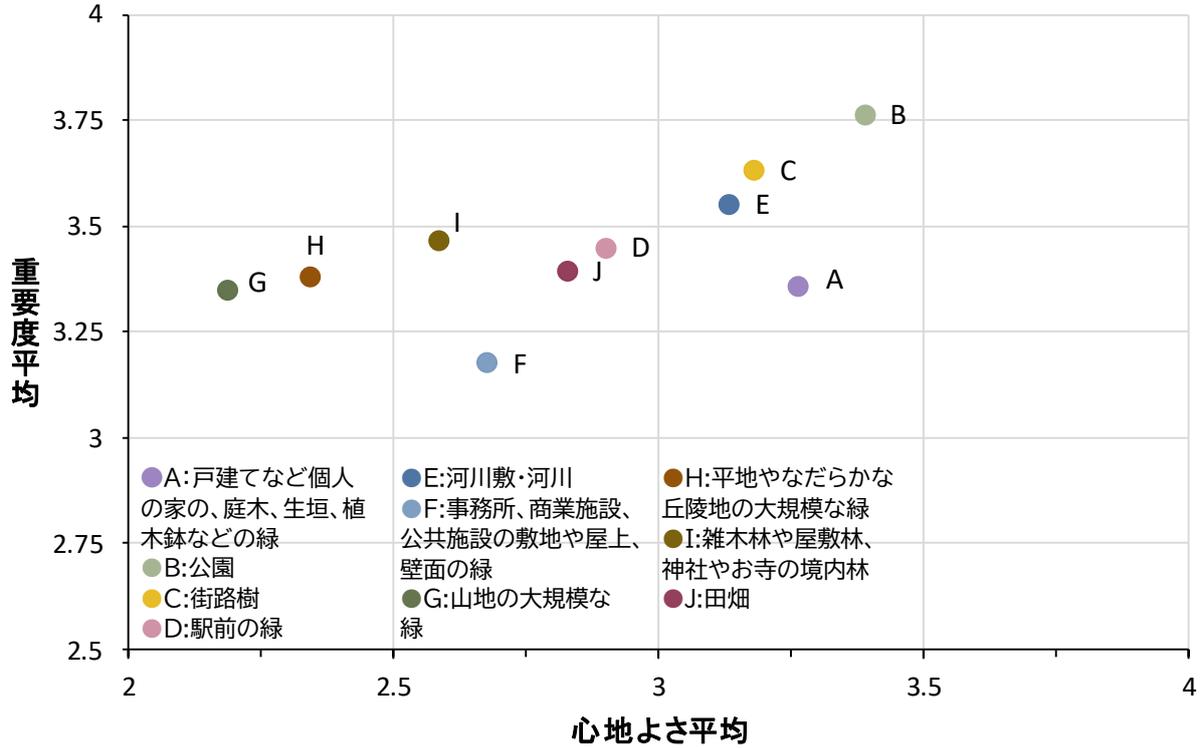


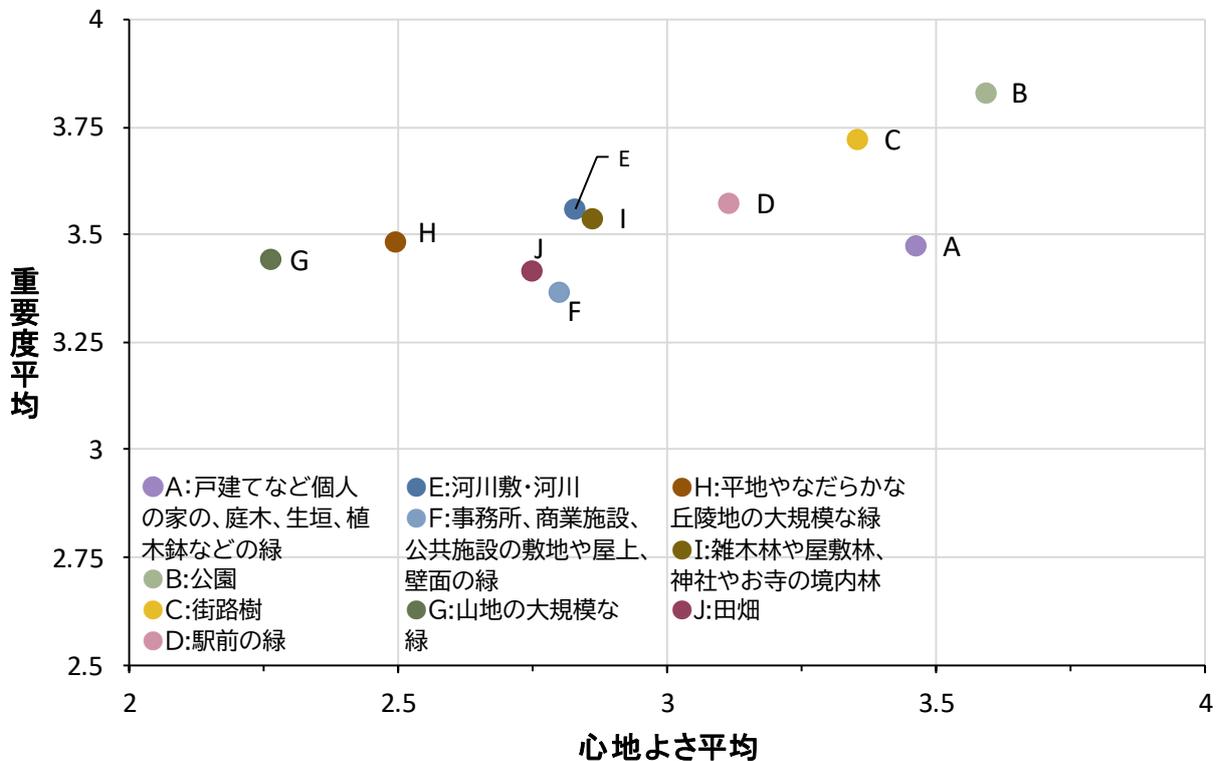
図 2-19 心地よいと感じる緑、保全・創出が重要と思う緑の散布図（南西部地域）

【東部地域】



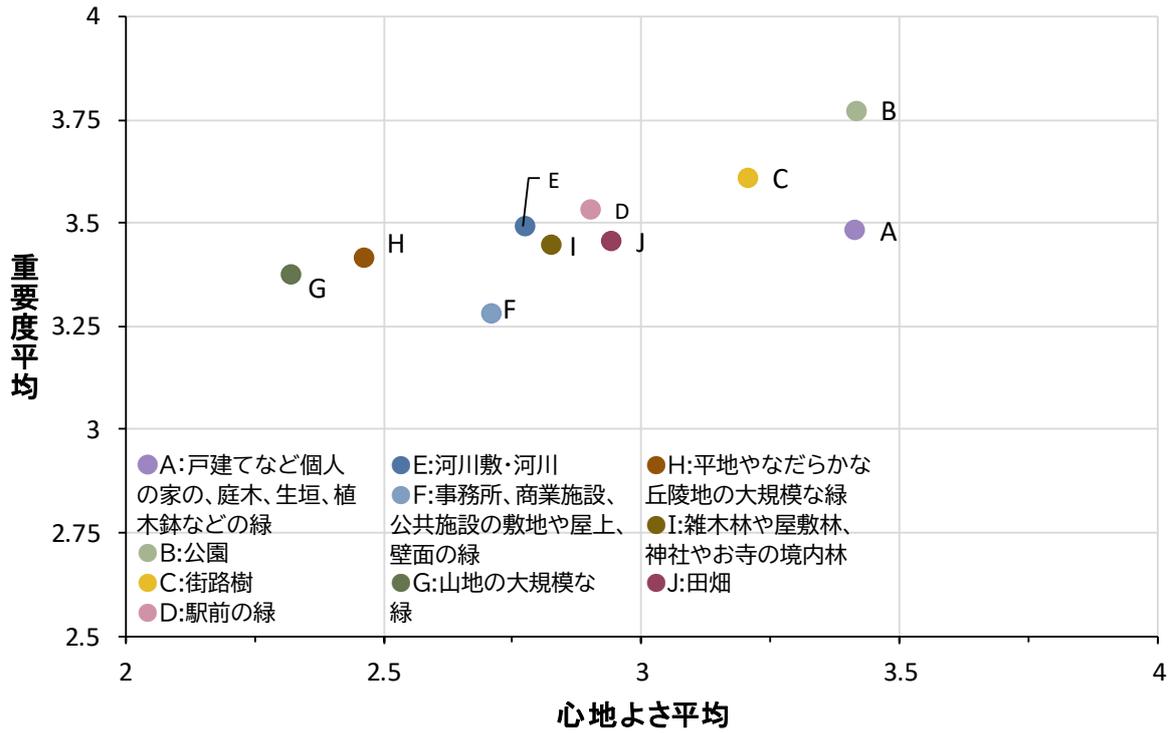
心地よいと感じる緑、保全・創出が重要と思う緑の散布図（東部地域）

【さいたま地域】



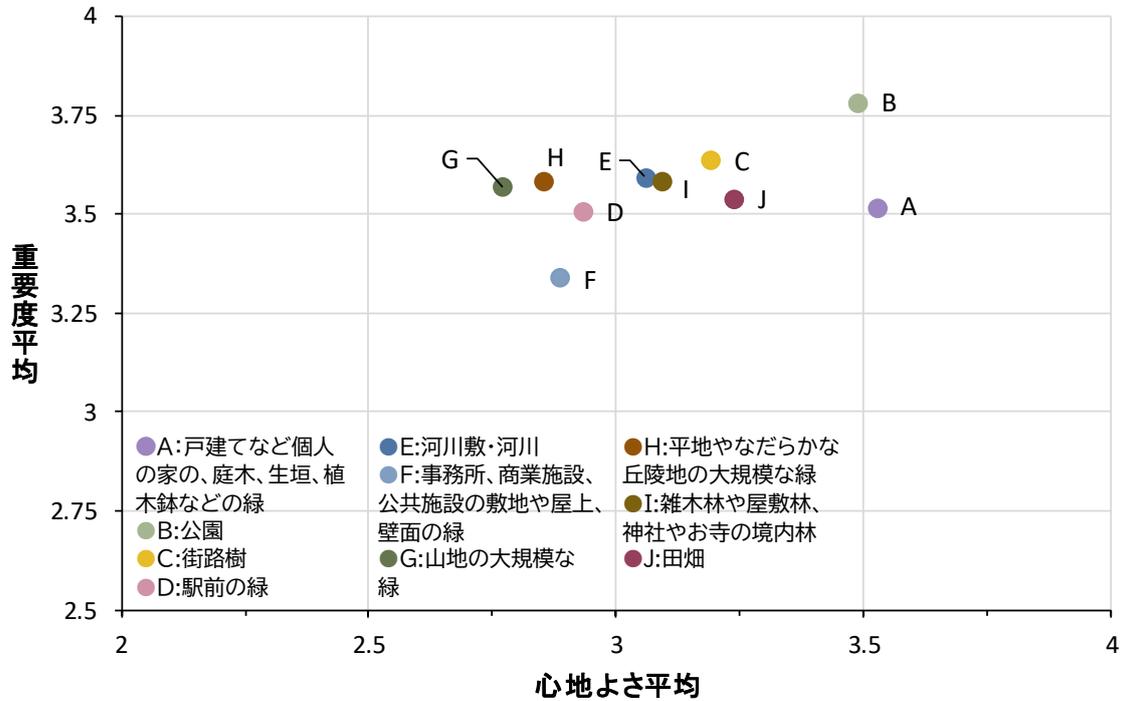
心地よいと感じる緑、保全・創出が重要と思う緑の散布図（さいたま地域）

【県央地域】



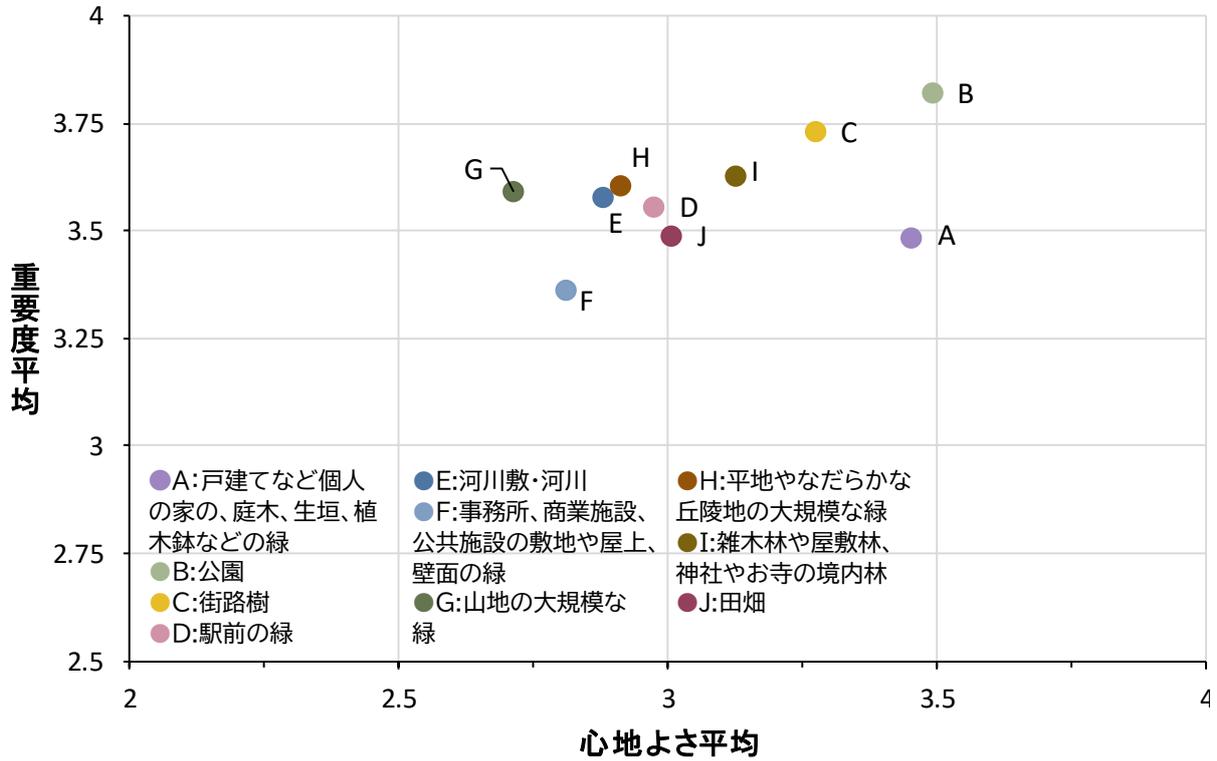
心地よいと感じる緑、保全・創出が重要と思う緑の散佈図（県央地域）

【川越比企地域】



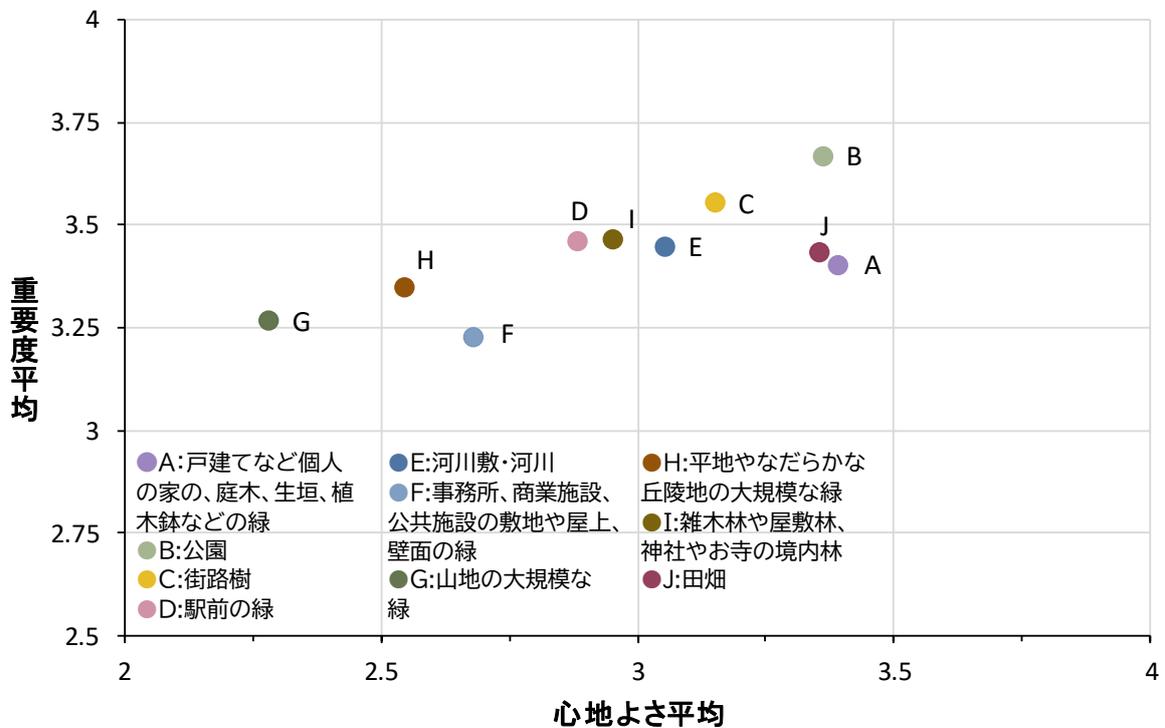
心地よいと感じる緑、保全・創出が重要と思う緑の散佈図（川越比企地域）

【西部地域】



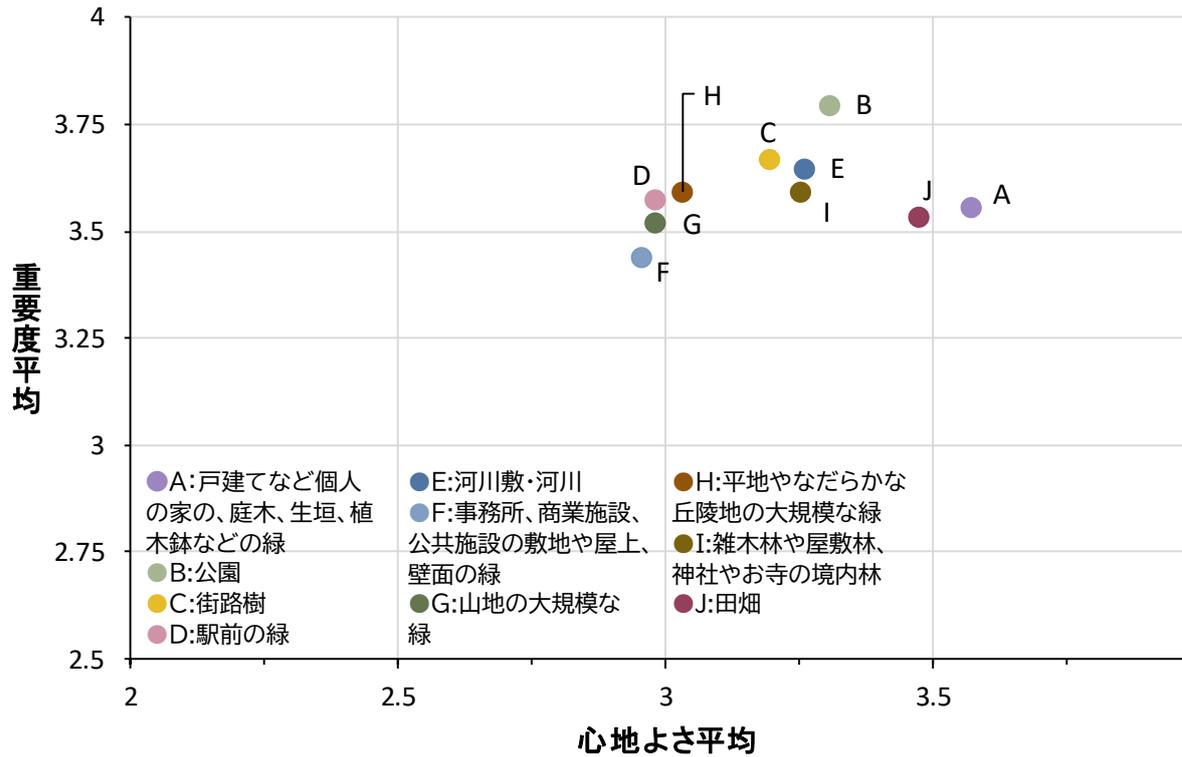
心地よいと感じる緑、保全・創出が重要と思う緑の散布図（西部地域）

【利根地域】



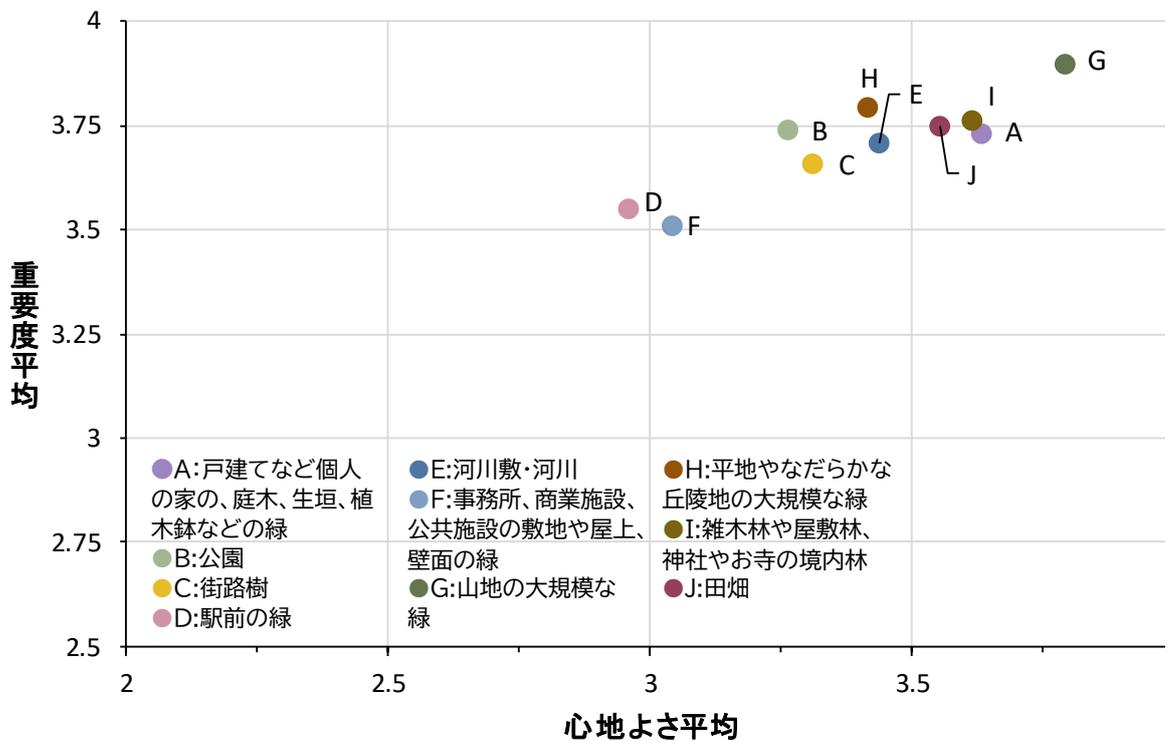
心地よいと感じる緑、保全・創出が重要と思う緑の散布図（利根地域）

【北部地域】



心地よいと感じる緑、保全・創出が重要と思う緑の散佈図（北部地域）

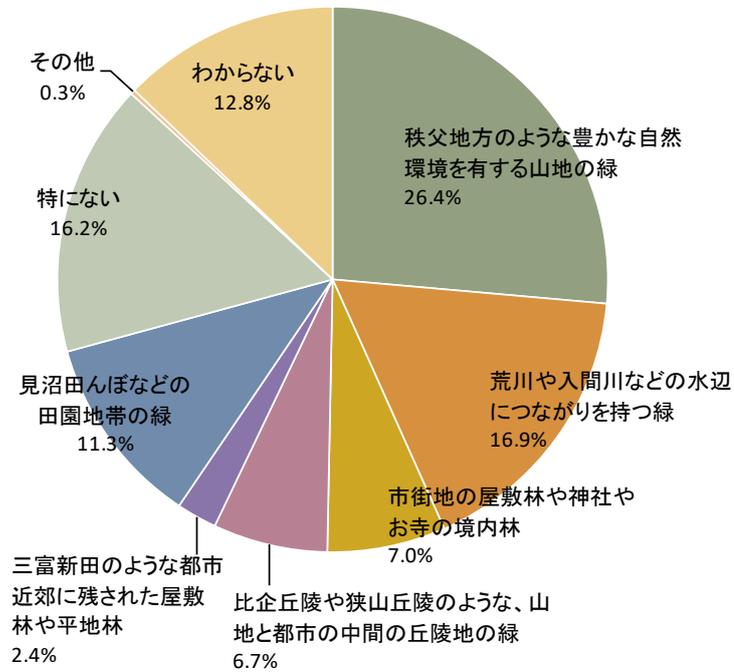
【秩父地域】



心地よいと感じる緑、保全・創出が重要と思う緑の散佈図（秩父地域）

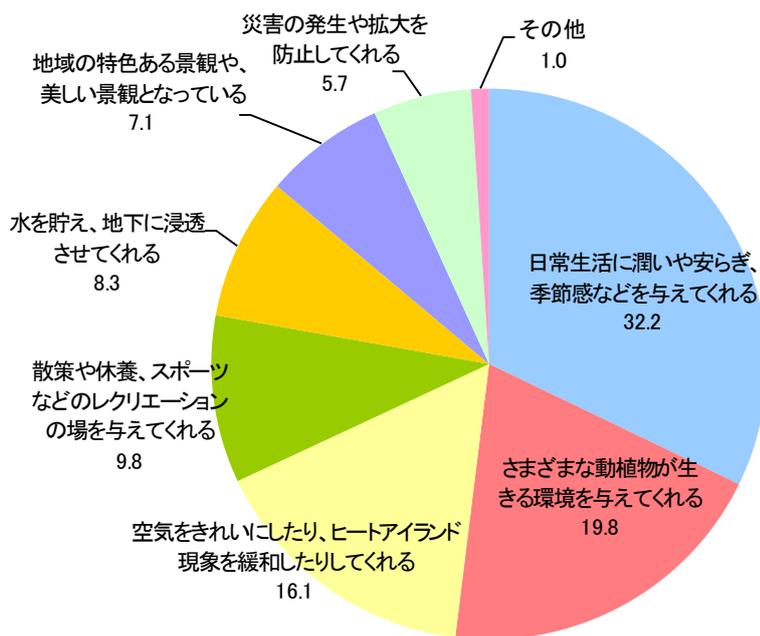
②埼玉県全体の緑について

Q 私たちの周囲には、身近な緑から秩父地方の山地の緑まで、地域や地形などによってさまざまな緑があります。これらのうち、あなたが特に「埼玉らしい」と感じる緑はどれですか。次の中から1つ選んでください。



「埼玉らしい」と感じる緑 (%) (n=4,039)

Q あなたは、緑にどのような役割を期待していますか。次の中から最もあてはまるものを1つ選んでください。



期待する緑の役割 (%) (n=4,039)

3 二つの視点による緑地の分類

(1) 分類の概要

①分類の目的

今後、緑地の保全を図る上で緑地の持つ価値を把握するため、令和元年時点の緑被データを用いて、面積5ha以上の緑地（田畑を除く）を対象に、分類・整理を行いました。

②分類の枠組

評価対象の緑地を、緑の寄与度（緑地が有する主要な機能発揮による将来像実現に向けた寄与度）と、緑の変化度（周辺地域の開発圧力等を勘案した緑地が失われる可能性）の2つの視点から分析しました。両分析結果を組み合わせることで、緑の寄与度の高い緑地とそれ以外の緑地、また、緑の変化度を3区分に分けて、市街化区域内に立地している緑地と「変化要素あり」の緑地、「変化要素なし」の緑地とし、分類・整理しました。

図 評価フロー

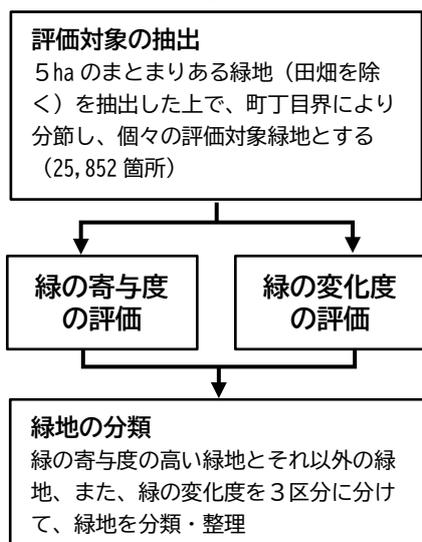


表 緑の寄与度の評価要素

機能		評価要素
環境	①自然環境 保全機能	特定植物群落（代表的、学術上重要等）が生育しているか
		自然環境の基盤となる豊かな植生が形成されているか
		湧水地、貴重な地形地質などの自然資源を有しているか
社会	②防災・環境 負荷軽減 機能	公害の影響を緩和する存在意義が大きい
		ヒートアイランド現象を緩和する存在意義が大きい
		火災時の延焼遮断地としての存在意義が大きい
	③ふれあい 提供機能	広域から人々が訪れる場となっているか
		地域の住民活動や自然ふれあいのフィールドとなっているか
経済	④景観形成 機能	郷土を代表する優れた景観・歴史的風土であるか
		地域の景観・歴史的風土資源を有するか
		多くの人々によって見られているか

表 緑の変化度の評価要素

評価項目	評価要素
市街化区域内	市街化区域内に立地しているか
変化要素	首都圏から40km圏内に立地しているか
	国道に近接しているか
	駅に近接しているか
	インターチェンジに近接しているか
	DID（人口集中地区）に立地しているか

③分類結果

		緑の寄与度	
		機能別寄与度が高い 8,501箇所 (50,983ha)	それ以外 17,351箇所 (95,397ha)
緑 の 変 化 度	市街化区域内 2,838箇所 (684ha)	2,195箇所 (507ha)	643箇所 (177ha)
	変化要素あり 6,602箇所 (8,710ha)	2,862箇所 (6,745ha)	3,740箇所 (1,965ha)
	変化要素なし 16,412箇所 (136,986ha)	3,444箇所 (43,731ha)	12,968箇所 (93,255ha)

(2) 市街化区域等における緑の寄与度が高い緑地の分布図

※次頁以降